

## **VI 參考資料**

## **4 ) 質疑応答集**

## **①今般の施策の見直しに係る Q & A**

### (1) 賃地の借入れ

- 1 機構が借り受けた農地の基準及び農地の借受けを解除する際の考え方。
  - 2 高齢農家は、10年後に返還されても耕作できないので、賃借の延長は可能か。
  - 3 機構が借り受けた農地の固定資産税については、誰が負担するのか。  
また、当該農地の固定資産税減免を検討しているのか。
  - 4 機構が借り受けた農地について、抵当権がある場合は、解除の必要があるのか。
  - 5 納稅猶予が継続する特例は、贈与税、相続税のどちらの納稅猶予制度にも措置されるのか。

# 今般の施策の見直しに係るQ & A【未定稿】 (H26. 5. 12版)

H26. 5. 12 版)

- 農地中間管理機構関係 . . . . . P 1 ~
  - 新たな経営所得安定対策関係 . . . . . P 17 ~
  - 水田フル活用と米政策の見直し関係 . . . . P 33 ~
  - 日本国直接支払の創設関係 . . . . . P 57 ~

(2) 農地の管理

  - 6 機構が借り受けた農地が災害にあつた場合、その復旧費用はだれが負担するのか。
  - 7 機構が管理している農地は、日本型直接支払いの対象となるのか。

(3) 農地の整備

  - 8 土地改良事業及び簡易基盤整備を実施した場合における機構の費用負担はどうになるのか
  - 9 利用条件改善業務に、進入路整備、水路の補修、小規模な造成等の工事を含めてよいか。

#### (4) 農地の貸付け

- 1.0 機構が農地を借り受け、機構から受け手に権利移転するまでに要する期間はどの程度になるのか。

1.1 利用配分計画の原案作成において、農業委員会に意見を聞くことになっているが、農業委員会は具体的にどんなことをするのか。

1.2 特定農作業受託（法人化していない集落農業組織による農地利用）は、農地中間管理事業においてどのような位置づけなのか。

(注) このQ&Aは、今般の施策の見直しの内容について関係者の皆様に分かりやすくお示しするために作成しているものです。

内容について、今後、制度の細部の検討過程においても変更され  
る場合があります。あらかじめ御了承ください。

なお、問番号の右に★又は※を付しているものは、新たに追加・修正したものです。(★：新規、※：修正)

13 担い手がない地域で、貸付先を決定する場合、市町村や農業委員会の意向は反映されないのが、

14 実績のない若者が農地を借り受けるのは大変だが、農地中間管理機構は農地を貸してくれるのが、

15 機構は、貸付契約の際に手数料を取つても良いか。

16 簡易条件整備を行った際の費用負担は、受け手・出し手の賃料差額で回収するとの説明であるが、全額回収した後の賃料水準はどうにすべきと考えているのか。

17 土地改良事業の実施区域の農地を機構に貸し付ける場合、誰が賦課金を支払うのか。

#### (5) 業務の委託

18 機構から市町村に委託できるとあるが、委託される内容いかん。

19 機構の窓口業務の委託先として市町村が受託しない場合は、市町村公社やJA等が行つても差し支えないのか。また、広域合併した市町村において、例えば、旧市町村毎に旧B町は市町村公社、旧C市は合併後のJA市、旧D村はJAというように、それぞれ毎に窓口業務を含めて業務委託することが可能か。

20 機構の業務を市が受託し、その業務の一部を農業委員会が行う場合は、事務委任となるのか。

21 都道府県事務費や、中間管理事業における機構からの業務委託については、市町村等の財政事情も厳しいことから、市町村等における正職員の人事費（給与等）に充当可能となるよう検討してほしい。

22 機構業務の委託について、市町村以外の機関（JA、土地改良区など）は特定の業務を受託するのか。その場合、一部地域だけ担当するということも可能なのか。

23 「地域集積協力金」の「地域」とは何か、用途に制限はあるのか。  
24 地域集積協力金を受給するに際して、何らかの組織化（協議会とか協定など）が必要か。市町村行政や受け手を交付先にしてもよいか。

#### (6) 協力金

25 地域集積協力金について、集落営農を法人化した場合、その集落のエリアを「地域」として設定した場合でも協力金の交付対象となり得るのか。

26 集落営農組織を法人化し、中間管理機構を通して利用権を設定した場合、地域集積協力金は交付されるのか。その場合、集落営農法人が規模拡大交付金を受けていた場合にはどうなるのか。

27 地域集積協力金の2年目以降の交付の仕組みいかん。

28 円滑化事業を通じて既に集積した農地について、地域でまとまって合意解約して機構に利用権を設定した場合（または利用権を移転した場合）、過去に交付した規模拡大交付金（利用権設定から6年経過していないもの）は返還を要するのか。

29 地域タイプと個人タイプの協力金を重複受給できるのか。

30 地域集積協力金の「被災地域」単価は、昨夏の集中豪雨による激甚災害の被災地も適用されるのか。

31 地域タイプの協力金は、「経営基盤強化準備金」に積み立てるこことは可能か。

32 地域タイプの協力金は機構に出したら貰えるのに、個人タイプの協力金は受け手に貸し付けられないと貰えないと見えないことにになっているが、どのような考え方によるものか。

33 機構集積協力金の交付事務は市町村が行うのか。機構から交付はできないか。

34 機構集積協力金について、市町村は予算化しておく必要があるのか。

35 既に利用権を設定しているものについても、機構集積協力金の対象となるか。

36 経営転換協力金の交付対象者は、販売農家でなくともよいのか。

37 農地の出し手が、農地を農地中間管理機構に貸してリタイアか経営転換をしようとしたが、一部の農地を農地中間管理機構が借り受けなかつた場合には、経営転換協力金はもらえるのか。

38 地域集積協力金の使途は地域で決められるとされているが、所有している農地に機構に貸し付けた個々人へ直接配分してもよいのか。

39 平成26年産の作付け前に機構に貸し付け、扱い手に結びつけようとしたが、機構の準備が間に合わないため、同年産について、農地の出し手と受け手の間で特定農作業受託契約を締結し、收穫後に農地の出し手が機構に貸し付けた場合は、当該農地の出し手は経営転換協力金をもらえるのか。

#### (7) 農地台帳

40 農地台帳の電子化等を進めて行くとのことであるが、県土連では水土里情報システムとして既に県内の農地基盤図やオルソー写真等を整備している状況であり、これと農地台帳のシステム化との連携方策等はどうに考えているのか。

(8) その他

(1) 農地の借入れ

- 4 1 機構の役員には、どのような者がふさわしいと考えるか。
- 4 2 農地中間管理機構の「苦情又は相談に応ずる体制」はどういうな仕組みとなるのか。
- 4 3 業務を委託される者の選定においては、機構の業務執行の中立性に疑念を持たれることのない者が選定されるようにならるべきではないか。
- 4 4 機構法第18条第3項の利害関係人とはどのような者をいうのか。
- 4 5 機構が市町村に業務委託をするに際し、市町村に、農地の借受け・賃付け等に関し農業者との間を奔走し、交渉実務等に専心する者を置く等、実施体制を整備すべきではないか。
- 4 6 機構法第8条第3項第5号の「地域の農業の健全な発展を旨として」とはどういう趣旨か。
- 4 7 農地中間管理機構の業務の一部を受託した者が、当該業務を再委託することはできるのか。
- 4 8 市町村が農用地利用配分計画の案を作成する場合（法第19条第1項及び第2項）において、市町村から当該業務を他者へ委託することは認められないのか。
- 4 9 農地の所有者が機構を通して農業生産法人に利用権を設定した場合、その所有者は、法人の農業に常時従事しながらも、農業生産法人の構成員となることは可能か。また、円滑化団体（農地売買等事業）の場合はどうか。

1 機構が借り受けた農地の基準及び農地の借受けを解除する際の考え方。

(答) 再生不可能な耕作放棄地については機構は受けないこととしていますが、具体的基準は、農地利用状況調査（遊休農地調査）で亦判定（再生不能）をする際の基準となります。

2 高齢農家は、10年後に返還されても耕作できないので、貸借の延長は可能か。

(答) 貸借関係については、再度契約を締結することは可能であり、それが望ましいですが、それができなければ返還されることになります。

3 機構が借り受けた農地の固定資産税については、誰が負担するのか。  
また、当該農地の固定資産税減免を検討しているのか。

(答) 農地の固定資産税は農地所有者が負担するものです。  
固定資産税の減免については、26年度税制改正では決着がつかず、引き続き検討していく予定です。

4 機構が借り受けた農地について、抵当権がある場合は、解除の必要があるのか。

(答) 抵当権の解除の必要はありません。

5 納税猶予が継続する特例は、贈与税、相続税のどちらの納税猶予制度にも措置されるのか。

(答) 贈与税、相続税ともに措置しています。

## (2) 農地の管理

6 機構が借り受けた農地が災害にあつた場合、その復旧費用はだれが負担するのか。

(答) 農業災害によるリスクは、所有者が負担するのが原則です。

7 機構が管理している農地は、日本型直接支払いの対象となるのか。

(答) 当該農地についても、要件を満たしていれば日本型直接支払いの対象となります。

### (3) 農地の整備

8 土地改良事業及び簡易基盤整備を実施した場合における機構の費用負担はどのようになるのか。

(答) 土地改良事業の場合には、機構は農地を借り受け、貸し付けるまでの間の特別賦課金、経常賦課金を負担します。  
簡易整備の場合は、補助残部分があれば、民間団体からの無利子資金の借入れにより機構が負担をした上で、出し手と受け手との地代差額で数年かけて回収する組みです。

9 利用条件改善業務に、進入路整備、水路の補修、小規模な造成等の工事を含めてよいか。

(答) 含めて構いません。(なお、利用する事業によって補助対象が違うことに留意してください。)

### (4) 農地の貸付け

10 機構が農地を借り受け、機構から受け手に権利移転するまでに要する期間はどの程度になるのか。

(答) 一律には言えませんが、できるだけ機構に農地が滞留しないようにすることが重要です。そのためにも、受け手の募集を行っておき、農地が出てきたときに速やかに貸せることが望ましいと考えます。

11 利用配分計画の原案作成において、農業委員会に意見を聞くことになつてゐるが、農業委員会は具体的にどんなことをするのか。

(答) 利用配分計画に記載される農地の地番、地積、所有者の氏名、賃貸借の有無等の確認等を考えています。

12 特定農作業受委託（法人化していない集落営農組織による農地利用）は、農地中間管理事業においてどのような位置づけなのか。

(答) 機構への農地の貸付けは、利用権の設定により行われるので、特定農作業受委託は対象となりません。（しかし、出し手に対する機構集積協力金については、任意組織である集落営農へ特定農作業受委託で預ける場合も、機構を経由せずに対象とすることとしています。）

13 担い手がない地域で、貸付先を決定する場合、市町村や農業委員会の意向は反映されないのか。

(答) 市町村や農業委員会の意向が何か明確ではありませんが、機構の貸付先決定ルールに従うこととは必須です。

14 実績のない若者が農地を借り受けるのは大変だが、農地中間管理機構は農地を貸してくれれるのか。

(答) 借受希望者として募集に応じた者であれば、機構の貸付先決定ルールに則して検討することになります。場合によっては、機構がその農地の管理作業をその若者に委託することもあります。

15 機構は、貸付契約の際に手数料を取つても良いか。

(答) 補助金を活用すれば、手数料をとる必要はありませんが思いますが、手数料を取ることは可能です。

16 簡易条件整備を行った際の費用負担は、受け手・出し手の賃料差額で回収するとのことであるが、全額回収した後の賃料水準はどのようにすべきと考えているのか。

(答) 受け手から頂く地代は、整備後の圃場の地代として近傍類似価格を基準に受け手との間の合意で決めるもので、工事費を回収するためにその負担分を意図的に上乗せするものではありません。したがって、回収後賃付料を下げなければならないということはありませんが、あとは機構の判断によります。

17 土地改良事業の実施区域の農地を機構に貸し付ける場合、誰が賦課金を支払うのか。

(答) 賦課金については、機構が管理している間は機構が、機構から受け手に貸し付けて後は受け手が支払うことになります。

#### (5) 業務の委託

18 機構から市町村に委託できるとあるが、委託される内容いかん。

(答) 相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉等が考えられます。具体的な内容は、機構と委託契約を結ぶ際に決定します。

19 機構の窓口業務の委託先として市町村が受託しない場合は、市町村公社やJA等が行つても差し支えないのか。また、広域合併した市町村において、例えば、旧市町村毎には市町村公社、旧C市は合併後のA市、旧D村はJAというように、それぞれ毎に窓口業務を含めて業務委託することが可能か。

(答) 窓口業務については、原則市町村にお願いしたいと考えていますが、機構が市町村公社やJA等に委託することも可能です。また、一部地域に限り委託することも可能です。

20 機構の業務を市が受託し、その業務の一部を農業委員会が行う場合は、事務委任となるのか。

(答) 事務委任となります。

21 都道府県事務費や、中間管理事業における機構からの業務委託については、市町村等の財政事情も厳しいことから、市町村等における正職員の人事費（給与等）に充当可能となるよう検討してほしい。

(答) 機構から業務委託をする際には適切な委託料を機構が支払うこととしているところです。なお、委託料は人件費に充てることは可能ですが、以下のよう取り扱います。  
①正職員の本俸に充てることはできないが手当に充てることは可能  
②臨時職員を雇う場合、委託業務だけを行う場合は、金額充てることが可能  
③臨時職員が機構業務以外も行う場合には、機構業務を行った実績部分について充てることが可能

22 機構業務の委託について、市町村以外の機関（JA、土地改良区など）は特定の業務を受託するのか。その場合、一部地域だけ担当するということも可能なのか。

(答) 市町村も含め業務委託を行いう際には、委託する業務の内容を明らかにして行うことが必要です。また、一部地域だけ業務を委託することも可能です。

#### (6) 協力金

23 「地域集積協力金」の「地域」とは何か、用途に制限はあるのか。

(答) 地域集積協力金の「地域」は、人・農地プランの作成プロセスにおける話合いの実際上の単位となっている地域のことです。（プランの作成エリアと一致する必要ななく、それを分割した集落、大字又は小学校区などで構いませんが、その地理的範囲が明確にされることが必要です。）また、地域集積協力金の用途については、県・市町村・地域の協議で決めればよく、フリー。

24 地域集積協力金を受給するに際して、何らかの組織化（協議会とか協定など）が必要か。市町村行政や受け手を交付先にしてもよいか。

(答) 組織化は不要ですが、協力金を受け取る者は定めてもらう必要があります。市町村は実施主体なので、市町村行政自体を交付先とすることはできません。

25 地域集積協力金について、集落営農を法人化した場合、その集落のエリアを「地域」として設定した場合でも協力金の交付対象となり得るのか。

(答) そのエリアが、人・農地プランの話合いの実際上の単位であれば、交付対象となります。

26 集落営農組織を法人化し、中間管理機構を通して利用権を設定した場合、地域集積協力金は交付されるのか。その場合、集落営農法人が規模拡大交付金を受けていた場合にはどうなるのか。

(答) 地域集積協力金は要件を満たしていれば交付されます。また既に規模拡大交付金を受けていた場合にも、地域集積協力金は地域の話合いによる機構利用の促進という別目的であるので、交付されます。（この場合、規模拡大交付金の返還は求めません。）

27 地域集積協力金の2年目以降の交付の仕組みいかん。

(答) 2年目以降も支払われます。支払いの対象面積は1回目に支払いの対象となつた農地から増加した面積を対象とし、単価は2回目の時点の集権率に対応した単価となります。

28 円滑化事業を通じて既に集積した農地について、地域でまとめて合意解約して機構に利用権を設定した場合（または利用権を移転した場合）、過去に交付した規模拡大交付金（利用権設定から6年経過していないもの）は返還を要するのか。

(答) 規模拡大の実態は継続しているので、返還を要しません。

29 地域タイプと個人タイプの協力金を重複受給できるのか。

(答) 重複受給できます。

30 地域集積協力金の「被災地域」単価は、昨夏の集中豪雨による激甚災害の被災地も適用されるのか。

(答) 「被災地域」は東日本大震災の被災地域のみであり、集中豪雨の被災地には適用されません。

31 地域タイプの協力金は、「経営基盤強化準備金」に積み立てることは可能か。

(答) 税制上の手当がなされないため、できません。

32 地域タイプの協力金は機構に出したら貰えるのに、個人タイプの協力金は受け手に貸し付けられないと貰えないことになつているが、どのような考え方によるものか。

(答) 地域タイプの協力金は、地域の話合いの推進が目的なので、機構に貸し付ければもらえることとしています。個人タイプの協力金については、農地中間管理機構は、借りた農地に個人タイプの協力金がない場合は、借りた農地に返還できる制度であり、機構が借り当期間受け手が見つからない場合には、地主に返還できる制度であり、機構が借りた時点で個人タイプの協力金をいつたん払つてしまふと、その後協力金の返還を求めるなど関係が複雑となることから、機構から貸付けが行われたものに限り協力金を支払うこととしたものです。

33 機構集積協力金の交付事務は市町村が行うのか。機構から交付はできないか。

(答) 交付事務は市町村が行うこととしており、機構からは交付できません。

34 機構集積協力金について、市町村は予算化しておく必要があるのか。

(答) 市町村を通じて交付することとしているので、予算化しておく必要があります。

35 既に利用権を設定しているものについても、機構集積協力金の対象となるか。

(答) 地域集積協力金及び耕作者集積協力金については、機構への貸付けを行っていた場合が主目的ですので、現に利用権を設定しているものであっても、合意解約して機構に貸付けが行われるのであれば、交付の対象となります。  
一方、経営転換協力金については、経営転換等のために農地の貸付けに踏み切つていただくことが主目的ですので、既に貸付けを行っていた場合は対象としていません。

36 経営転換協力金の交付対象者は、販売農家でなくともよいのか。

(答) 所有している農地を耕作放棄していない者であれば、販売農家でなくとも、交付対象者になります。

37 農地の出し手が、農地を農地中間管理機構に貸してリタイアか経営転換をしようとしたが、一部の農地を農地中間管理機構が借り受けなかつた場合には、経営転換協力金はもらえるのか。

(答) 経営転換協力金は、全ての自作地を機構に貸しき付けられた場合に支払われますが、機構に貸しき付けようとした自作地の一部を機構が借り受けなかつた場合でも、協力金は支払われます。ただし、その対象農地は、機構が借り受けた面積となります。  
また、機構が借り受けたものの受け手が見つからず返還された農地は、当該農地について協力金が支払われている場合でも返還を要しません。

38 地域集積協力金の用途は地域で決められるとされているが、所有している農地を機構に貸しき付けた個々人へ直接配分してもよいのか。

(答) 地域集積協力金の用途については、個々人へ直接配分することも可能ですが、市町村、都道府県と相談して、地域農業の発展に資する観点から、最も適切な用途に活用して頂きたいと考えています。

39 平成26年産の作付け前に機構に貸しき付け、担い手に結びつけようとしたが、機構の準備が間に合わないため、同年産については、農地の出し手と受け手の間で特定農作業受委託契約を締結し、収穫後に農地の出し手が機構に貸しき付けた場合は、当該農地の出し手は経営転換協力金をもらえるのか。

(答) 経営転換協力金は、自作地を機構に貸しき付けることを要件としています。  
特定農作業受委託契約を締結していた農地の所有者が、当該受委託契約の期間満了後に当該農地を機構に貸しき付けた場合は、自作地を機構に貸しき付けたことになりますので、経営転換協力金をもらえます。  
ただし、過去に経営転換協力金をもらっている場合は、再度もらうことはできません。

#### (7) 農地台帳

40 農地台帳の電子化等を進めて行くとのことであるが、県土連では水土里情報システムとして既に農地基礎図やオルソ写真等を整備している状況であり、これと農地台帳のシステム化との連携方策等はどうに考えているのか。

(答) 電子地図については、今回全国一箇所で公表用の地図システムを構築し、農業委員会を含め、その情報を求める者がそのまま地図上にアクセスすれば農地の地積、地番、賃借の設定等の情報を得られるようなシステムを構築することとしているところです。水土里情報システムとの連携については、基団情報を提供して頂いたところについては、今回の公表システムを活用して頂けることとしています。

#### (8) その他

41 機構の役員には、どのような者がふさわしいと考えるか。

(答) 法第4条により、機構の役員の過半数は、経営に関し実践的な能力を有する者であることが必要です。この「経営に関し実践的な能力を有する者」について、大規模家族経営・法人経営の経営経験のある方、食品流通・加工関連企業の経営経験のある方などが適任であると考えています。  
また、こうした方を含め、機構の役員の全員が、意欲と能力を持つ方であるべきことは言うまでもありません。

4 2 農地中間管理機構の「苦情又は相談に応ずる体制」はどうな仕組みとなるのか。

(答) 機構の主たる事務所に相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、窓口の設置を周知した上で、電話やインターネット等を通じて苦情や相談を受け付けて回答することが基本であると考えています。

4 3 業務を委託される者の選定においては、機構の業務執行の中立性に疑念を持たれることのない者が選定されるようにすべきではないか。

(答) 業務の委託先の決定に当たっては、機構は都道府県知事の承認を受けることが必要であり、受託者が業務を公正かつ適確に行うことができるか否かが審査されることがあります。

また、業務委託を受けた者が業務を公正かつ適確に行っていない場合には、機構は委託契約を取り消すことになります。

このようにして、機構の業務執行の中立性を確保していくこととしています。

4 4 機構法第18条第3項の利害関係人とはどのような者をいうのか。

(答) 利用配分計画が作成される地域における農地の所有者、農地の利用者、法第17条第1項の規定による募集に応募した者等をいいます。

4 5 機構が市町村に業務委託をするに際し、市町村に、農地の借受け・貸付け等に關し農業者の間を奔走し、交渉業務等に専心する者を置く等、実施体制を整備すべきではないか。

(答) 機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担つてもらうことを考えています。業務委託に際しては必要な費用が支払われるることとなるので、これにより、普及員0B、市町村職員0Bなど、現場での農地利用調整等を行う方を雇い、活動していただくことを考えています。

4 6 機構法第8条第3項第5号の「地域の農業の健全な発展を目指して」とはどういう趣旨か。

(答) この文言は、当該地域の既存農業者による取組にとどまらず、当該地域への新規参入の促進も含わせて「農用地の利用の効率化及び高度化」の確実な促進を図る観点から設けられています。  
したがって、農地の賃付先を選定するに際して、認定農業者や中心経営体等の地域の既存農業者が合理的な理由なく新規参入者等に優先することを認めるものではありません。

4 7 農地中間管理機構の業務の一部を受託した者が、当該業務を再委託することはできるのか。

(答) 農業の再委託は認めないとしています。

4 8 市町村が農用地利用配分計画の案を作成する場合（法第19条第1項及び第2項）において、市町村から当該業務を他者へ委託することは認められないのか。

(答) 農用地利用配分計画の案を作成する業務については、この業務を市町村から他者に委託することは認められません。

## 新たな経営所得安定対策関係

4.9 農地の所有者が機構を通して農業生産法人に利用権を設定した場合、その所有者は、法人の農業に常時從事しなくとも、農業生産法人の構成員となることは可能か。

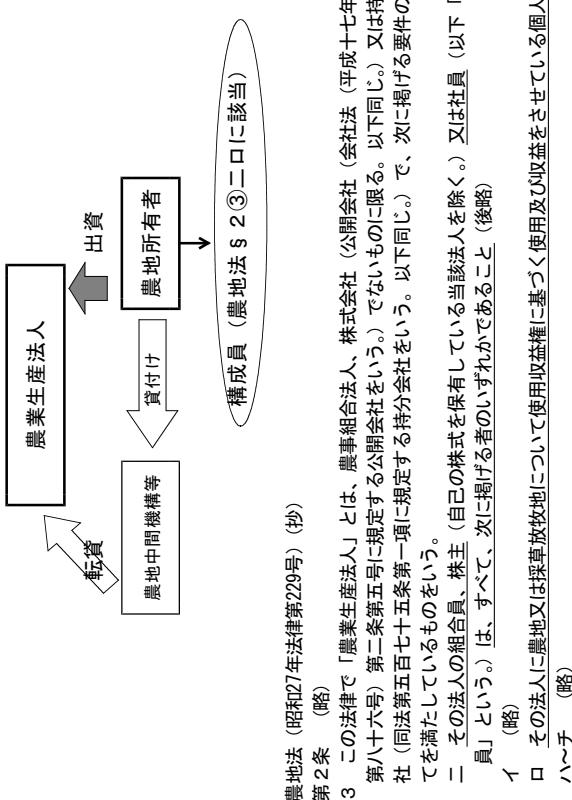
また、円滑化団体（農地売買等事業）の場合はどうか。

(答)

(参考) 機構を通して利用権を設定した農地の所有者は、農地の権利提供者（農地法第2条第3項第2号口）に該当しますので、常時從事しなくとも、農業生産法人の構成員となることがあります。

また、円滑化団体の場合も同様です。

(参考)



### (1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

- 27年産は當農連續支払の交付対象面積を、当年産の作付面積に基づき支払う予定としているが、当年産の作付面積の確認は、どのような手法で行うのか。
- 当年産の作付面積の確認が困難で交付対象面積が確定できるまで期間を要する協議会と、直ちに当年産面積私に移行可能な協議会が存在する場合、前年産面積（換算面積）私と当年産面積私を選択する等の経過措置を設けるのか。

3 そば、なたねに対する支援の考え方いかん。

4 そばの営農連續支払の単価を1.3万円/10aとした理由いかん。

5 そばの数量私において、平成26年産から未検査品を、平成27年産から規格外品を対象外とする理由いかん。

6 そばの未検査品を支援対象から除外するとあるが、地域によっては検査登録機関が少ないことから、検査機関を増加させる必要があるのではないか。

7 畑作物のゲタ対策の交付金（特にそば）の対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限るのでなく、今までどおり全ての販売農家を対象にしてほしい。

8 ゲタ対策、ナラシ対策は、生産調整の達成が要件となるのか。

### (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

- ナラシ対策については、27年度以降、認定農業者、集落営農、認定新規就農者以外は対象とならないのか。例えば、人・農地プランに位置付けられている者は、地域で選んだ担当手であるが、対象とすべきではないか。
- 認定農業者の認定基準には、所得目標等があるため、誰でも簡単に認定農業者になれるわけではない。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう指導してほしい。

- 認定農業者の認定基準には、規模要件などの声がある。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう、国から市町村に対して指導してほしい。
- 今でも経営改善計画の進捗管理ができるいない認定農業者が見られるので、誰でも認定農業者にするのではなく、きちんと目標管理のできる人を対象にすべきではないのか。

13 ★ 認定新規就農者は市町村が認定する仕組みになると言うが、どのような者が対象となるのか、認定農業者と何が違うのかについて教えてほしい。これまで県から認定を受けていた認定就農者は、平成27年度以降、そのまま経営所得安定対策に加入できるのか。

14 27年度以降、規模要件は課さないとのことだが、集落営農の5要件はそのまま継続されるのか。法人化計画の延長が切れた場合、その翌年からナラシ対策には加入できなくなるのか。

15 現行のナラシ対策では、集落営農が加入するには「法人化計画（5年以内の法人化）」が必須であるが、意欲があつても法人化に時間を要するものもある。法人化はさせたいが、現在の法人化計画は実態に合っていないのではないか。

16 平成27年度からの経営所得安定対策では、集落営農の法人化等については、市町村が確実と判断すれば、支援の対象となることだが、市町村の手続はどうなるのか。また、市町村が確実と判断する際の考え方を例示してほしい。

#### (3) ナラシ移行のための円滑化対策

17 ナラシ移行のための円滑化対策は、どのような手続となるのか。  
18 27年度以降のナラシ対策は認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に行われるが、それ以外の農業者に対する米価下落対策はないのか。

#### (4) 米の直接支払交付金関係

19 米の直接支払交付金はなぜ削減・廃止するのか。  
20 米の直接支払交付金が半減し、水田活用の直接支払交付金の拡充や多面的機能支払に回ったと聞くが、収入減を埋めるに至っていないのではないか。  
21 現場の声を十分に聞いておらず、また、既に来年度の営農が始まっている中、米の直接支払交付金の単価を半減させるのは、拙速と言わざるをえない。  
22 米の直接支払交付金の交付要件はこれまでと同じか。  
23 調整水田等の不作付地の改善計画の手続は変更されるのか。

#### (5) その他

24 農地中間管理機構が借り受けた耕作放棄地を復田し、担い手が引き受けた場合は、米及び水田活用の直接支払交付金が交付されるように対応していただきたい。

25 交付金について、農協の代理受領はできるのか。

### (1) 烟作物の直接支払交付金(ゲタ)

#### 4 そばの営農継続支払の単価を1.3万円/10aとした理由いかん。

1 27年産は営農継続支払の交付対象面積を、当年産の作付面積に基づき支払う予定としているが、当年産の作付面積の確認は、どのような手法で行うのか。

(答)

水田活用の直接支払交付金と同様、地域農業再生協議会が農業者の申告面積と共済引受け面積を突合して確認することを基本とし、これにより確認できない場合は、地域農業再生協議会が現地において実測等を行い確認した作付面積とすることを考えています。

#### 5 そばの数量払について、平成26年産から未検査品を、平成27年産から規格外品を対象外とする理由いかん。

(答)

1 当年産面積払と前年産面積払(換算面積)を地域が選択できるような仕組みについては、支払いの公平性が確保できないため、想定していません。

(答)

2 なお、当年産面積払にすぐに移行することは、26年度中に、地域センターが地域農業再生協議会と連携しながら、当年産面積払のために必要なデータ整備等の準備を進めていただく必要があると考えています。

#### 3 そば、なたねに対する支援の考え方いかん。

(答)

1 水田及び畑で生産されるそば、なたねに対しては、これまで予算措置により、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)による支援を実施してきましたが、27年産からは新しい手続安定法令の対象として安定的・継続的に支援を行うこととしています。

2 また、捨てづくり等により品質の悪いそばが出回っていることに対し、  
① 26年産から農作物検査を受けないそばをゲタ対策の支援の対象から除外する  
とともに、  
② 実需者ニーズを踏まえた農作物検査の規格となるよう26年度中に見直しを行った上で、27年産から規格外品のそばに出回っていることに対し、  
① 26年産から農作物助成から離れた生産を推進します。また、そば・なたねの取組に応じ、従来ど同水準の交付単価(基幹作: 2万円/10a、二毛作: 1.5万円/10a)で都道府県に対して追加配分することとしています。

3 さらに、そば、なたねに対する水田活用の直接支払交付金は、地域や農家ごとの取組に差が大きいことから、26年産から戦略作物助成から離れた生産を推進します。また、そば・なたねの取組に応じ、従来ど同水準の交付単価(基幹作: 2万円/10a、二毛作: 1.5万円/10a)で都道府県に対して追加配分することとしています。

1 営農継続支払については、数量払の内金としての性格を有していることを踏まえれば、そばの数量払の10a当たり平均交付額(18,500円/10a)を超えた額を支払うことは適当ではないと考えています。

2 このため、そば以外の対象作物の10a当たり平均交付額に対する営農継続支払の交付額が約4割~7割であることを踏まえ、そばについては、平均交付額の7割に相当する1.3万円/10aとすることとしたところです。

5 そばの数量払において、平成26年産から未検査品を、平成27年産から規格外品を対象外とする理由いかん。

(答)

1 そばについては、麦・大豆等他の対象作物と同様に農作物検査を受検し、等級格付けされたものを支援対象とすることが適当ですが、そばを数量払の対象とした平成23年当時は、全国的にそばの農作物検査の受検体制が整っていない地域が多くあったことから、未検査品や規格外品も支援の対象としたところです。

2 その後、そばの作付面積が大幅に拡大する中で、  
① 特に豊作であった平成24年産については、需要を大きく上回る生産量となつたことと一緒に、  
② 捨て作りなどにより品質の悪いそばの流通も増加したことなどを要因として、販売価格が低下した等の指摘があつたところです。

3 一方、これまでの間に、そばについて、各都道府県において農作物検査の体制が整ってきたところであります。品質の良い国産そばが安定的に供給されるようになります。そのため、26年産からは、農作物検査を受検することを交付要件としたところです。

4 また、規格外品については、現場での混乱を避けるため、段階的に見直していくべきとの要望があつたことや、平成26年度中にそばの流通実態に即した農産物検査の規格となるよう各地の実需者や生産者の意見をお聞きしながら規格を見直す予定であることを踏まえ、27年産から対象外とすることとしたところです。

(参考) そばの農作物検査体制については、そばの生産量が極端に少ない一部の地域(大阪府)を除き、そばの農作物検査員は確保、または、26年産に向けて確保される見込みであり、生産者からの要検希望があれば対応できる状況です。

6 そばの未検査品を支援対象から除外するにあるが、地域によっては検査登録機関が少ないとから、検査機関を増加させる必要があるのではないか。

(答) 1 そばの検査を実施できる機関が少ない地域においては、地域のそば生産者が円滑に農産物検査を受検できるよう、検査体制の充実を図ついくことが重要と考えているところです。

2 このため、地域センター等からJA等関係機関に対して、今般のそばに係る経営所得安定対策の見直しの内容等を丁寧に説明するとともに、そばの検査員の育成、検査場所の増設などについて働きかけを行い、できるだけ検査を受けやすい環境整備を進めていく考えです。

7 烟作物のゲタ対策の交付金（特にそば）の対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者に絞るのでなく、今までどおり全ての販売農家を対象にしてほしい。

(答) 1 我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靭な農業構造を構築することが重要です。

2 このような観点から、烟作物の直接支払交付金（ゲタ対策）については、平成26年産については、引き続き全ての販売農家、集落営農を対象に実施することとしますが、平成27年度からは、扱い手経営安定法を改正した上で、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とし、規模要件は課さないこととしています。

3 したがって、平成26年度中に、  
① 効率的かつ安定的な経営を目指す意欲のある農業者の方々については、認定農業者や認定新規就農者による  
② また、自ら認定農業者等にはならなくとも、零細農家等多様な農業者が参加し、組織の規約を作成、対象作物の共同販売経理を行う集落営農を立ち上げる等の取組を進めていただきたいと考えています。

8 ゲタ対策、ナラシ対策は生産調整の達成が要件となるのか。

(答) 1 ゲタ対策は、米を対象品目としていないため、米の生産調整と関連した要件はありません。

2 一方、ナラシ対策については、米の部分は当該年産の主食用米の生産数量目標に応じた生産をすることが交付要件となっています。なお、米が生産数量目標を上回って生産される場合には、米以外の品目についてナラシ対策の交付金が交付されることになります。

## （2）米・烟作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

9 ナラシ対策については、27年度以降、認定農業者、集落営農、認定新規就農者以外は対象とならないのか。例えば、人・農地プランに位置付けられている者は、地域で選んだ担当手であるが、対象とすべきではないか。

(答) 1 対象とはなりません。しかしながら、24年度から人・農地プランの中心経営体と認定農業者制度は連携して運用していただいているところであり、市町村は、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた者から農業経営改善計画の申請があれば、認定農業者として認定されるよう配慮していただくこととしております。  
2 中心経営体となつた者については、認定農業者となるよう促し、ご指導していただきようお願いいたします。

10 認定農業者の認定基準には、所得目標等があるため、誰でも簡単に認定農業者になれるわけではない。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう指導してほしい。

(答)

1 認定農業者になるためには、年間農業所得及び年間労働時間の目標を含む経営改善の方針等を内容とした5年以内の「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることになります。

2 市町村は認定に当たって、農業経営改善計画の内容が、市町村の「基本構想」に照らして適切なものであるか等の審査を行うことになりますが、その際、例えば、基本構想に定められた農業所得等の水準を5年以内には達成できない場合であっても、その後の農業者の意欲・能力からみて、その後のステップで到達することが確実であると見込まれるような場合には、認定できることとしているところです。

3 したがって、市町村の基本構想を目指す農業経営改善計画を作成し、達成に向けて取り組む意欲のある農業者であれば、幅広く認定農業者になれるものと考えています。

12 今でも経営改善計画の進捗管理ができるない認定農業者が見られるので、誰でも認定農業者にするのではなく、きちんと目標管理のできる人を対象にすべきではないか。

(答)

1 認定農業者を効率的かつ安定的な農業経営へと発展させていくためには、経営者として自ら作成した計画に沿って経営改善に取り組み、結果を分析し、修正する意識（経営マインド）を持つていただることが重要であると考えています。

2 このため、経営改善への取組の実施状況等を自己チェックできる「新たな農業経営指標」を作成・公表しているところであり、認定農業者の方々にはこれを積極的に活用して毎年自己チェックを行うとともに、経営改善計画の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に結果を市町村へ提出していただくこととしています。

11 認定農業者の認定基準に、規模要件などの独自要件を設定している市町村があり、認定農業者になりにくいとの声がある。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう、国から市町村に対して指導してほしい。

(答)

1 市町村が、認定農業者の認定に当たって、例えば、年齢や規模等について数値基準を定め、これをみたさない申請者は認定しないなどの画一的な運用を行なうことには、適当ではありません。

2 したがって、従来から、そうした画一的な運用は廃止し、現場の実態を反映した認定となるよう指導しているところです。

13 ★ 認定新規就農者は市町村が認定する仕組みになると言うが、どのような者が対象となるのか、認定農業者と何が違うのかについて教えてほしい。これまで県から認定を受けていた認定就農者は、平成27年度以降、そのまま経営所得安定対策に加入できるのか。

(答) 1 「認定農業者」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した農業経営化促進法に基づき、市町村が設定した新規就農者の目標の達成に向けて、今後5年間における自らの取組を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された新規就農者です。

2 一方、「認定新規就農者」は、昨年の臨時国会において改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した新規就農者の目標の達成に向けて、今後5年間における自らの取組を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村から認定された新規就農者です。

※ 「青年等」とは、  
① 青年（原則として18歳以上45歳未満）  
② 知識・技能を有する者（65歳未満）  
③ これらの人（①及び②）が役員の過半を占める法人  
のいずれかであって、かつ農業経営を開始してから5年以内の方ですが、既に認定農業者になっている方は除かれます。

3 新規就農者の方々には、市町村や普及員等の指導・助言を受けながら、認定新規就農者となつていただき、早期に経営基盤を確立し、将来的には、効率的かつ安定的な農業経営体を目指して経営改善の取組みを行う認定農業者へとステップアップしていくべきと考えています。

4 また、平成27年度以降の経営所得安定対策の対象に、認定新規就農者が追加される予定ですが、これは改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けた認定新規就農者です。  
これまで青年就農促進法に基づき知事から就農計画の認定を受けていた方々で、経営所得安定対策の支援を希望する方々については、平成26年度中に、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けていただく必要があります。その際、就農計画の内容に変更がない場合には、新たに作成する青年等就農計画においては、現在の経営規模のみを記載し、これに知事認定を受けた就農計画の写しを添付していただくといった、簡単な手続きで申請できるように措置しています。

14 27年度以降、規模要件は課さないとのことだが、集落営農の5要件はそのまま継続されるのか。法人化計画の延長が切れた場合、その翌年からナラシ対策には加入できなくなるのか。

(答)

1 認定農業者や法人などの核となる担い手が存在しない地域において、地域農業を維持・発展させていくためには、集落営農を組織化・法人化していくことは極めて重要な課題です。

2 このため、担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策の対象となる集落営農については、法人化計画の作成等の5要件を満たすものを対象としてきたところです。

3 27年度以降の集落営農の要件については、現場実態を踏まえて見直すこととし、具体的には、従来の5要件のうち、「組織の規約の作成」及び「対象作物の共同販売経理の実施」の2要件のみを確認することを考えています。

4 残りの要件のうち、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱うこととし、「主たる從事者の農業所得の目標」については不要とすることを考えてています。

15 現行のナラシ対策では、集落営農が加入するには「法人化計画（5年以内の法人化）」が必須であるが、意欲があつても法人化に時間を要するものもある。法人化はさせたいが、現在の法人化計画は実態に合っていないのではないか。

(答)

1 これまでナラシ対策等の加入要件として5年以内の法人化を内容とする「法人化計画」を求めてきたところです。

2 しかしながら、法人化の意欲があつても参加者の説得等に時間要するケースもあるので、今後は、「法人化計画」は不要としました（市町村が法人化が確実と判断すれば、足りることとなります）。

### (3) ナラシ移行のための円滑化対策

1 6 平成27年産からの経営所得安定対策では、集落営農の法人化等については、町村が確実と判断すれば、支援の対象となることだが、市町村の手続はどうなるのか。また、市町村が確実と判断する際の考え方を例示してほしい。

(答)

1 平成27年産からの経営所得安定対策の対象となる集落営農については、「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」については確認する一方、「地域における農地利用の集積」及び「農業経営の法人化」については、市町村が確実であると判断すれば、その要件は満たしているものとして取扱うこととしています。

2 その際の手続については、今後、公示しする予定ですが、集落営農が交付申請を行う際に、農地利用の集積、農業経営の法人化に関する市町村の意見を付して提出していくことを考えてています。

3 また、市町村が確実と判断する際の判断材料についても、今後、例示することを検討しますが、  
① 「地域における農地利用の集積」については、例えば、一定の地域における農地利用の集積についての組織の規約や総会での議決の内容、さらに対象に人・農地プランにおける農地利用の集積の目標  
② 「農業経営の法人化」については、例えば、法人化に取り組むことについての組織の規約や総会での議決の内容、集落営農を法人化させるための市町村の取組方針等を勘案していただにくことになると考へているところです。

1 7 ナラシ移行のための円滑化対策は、どのような手続となるのか。

(答)

1 ナラシ移行のための円滑化対策については、平成26年産において規模要件が残るナラシ対策に加入できない者に対する経過措置として、平成26年産に限り、農業者の処出なしで実施することとしたものです。

2 具体的な手続等については、本円滑化対策の交付を受けたい者は、

- ① 平成26年6月30日までに、米の直接支払交付金と併せて、国に加入申請を行った上で、
- ② 平成27年4月30日までに、出荷・販売の対象数量（農産物検査3等以上）を報告する
- ③ 国は、申請者から報告があつた出荷・販売の対象数量を地域（都道府県）別の平成26年産米の実収で換算した面積を算定する
- ④ ナラシ対策において、米について、地域（都道府県）別に、平成26年産米の10a当たり収入額が10a当たり標準的収入額を下回り、補填が行われる場合に、その国費分相当の5割に面積を乗じた額を交付することとしています。

1 8 27年産以降のナラシ対策は認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に行われるが、それ以外の農業者に対する米価下落対策はないのか。

(答)

1 今後のナラシ対策の対象者については、これまでの認定農業者と集落営農に、認定新規就農者を加えるとともに、面積規模要件を廃止することとしており、意欲ある農業者は加入できるようになります。

2 この見直しには法改正が必要なため、26年産は面積規模要件等が残る従来のナラシ対策となりますので、26年産に限り、ナラシ対策の非加入者を対象に、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、農業者の拠出なしで、国費相当分の5割を交付する影響緩和対策を予算措置で実施することとしています。

3 現在、ナラシ対策の非加入者におかれでは、この1年間の経過期間を利用して、認定農業者となったり、集落営農の組織化に取り組んでいたいとき、できるだけ多くの方々に27年産からの新たなナラシ対策に加入していただきたいと考えています。

#### (4) 米の直接支払交付金関係

##### 1 9 米の直接支払交付金はなぜ削減・廃止するのか。

(答) 1 平成22年度から導入された米の直接支払交付金は、農業者の手取りになつたことは間違ひありませんが、  
① 高い闇税により守られている米に交付金を交付することについて、他産業の従事者や他作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと  
② 交付金を受け取ることで、安定的な販路を切り拓いて経営を発展させる途を閉ざてしまっていること  
③ 農業者の高齢化により進みつつある農地の流動化のベースを遅らせる面があること等の問題がありました。

2 このため、米の直接支払交付金は廃止することとし、その「振替・拡充」として、  
① 水田だけでなく、畑・草地を含めて、農地を維持することに対する多面的機能支払の創設、  
② 主体的な経営判断により水田フル活用を実現する、水田の有効活用対策の充実、  
③ コストダウン・所得向上を図るための、構造政策（農地集積）の拡充等を行うこととしたところです。

3 なお、米の直接支払交付金は、これまで4年間にわたり支給されており、この交付金を前提に機械・施設の投資を行つたり、行おうとしている農業者も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、26年産米から単価を10a当たり7,500円に削減した上で、29年産まで4年間の経過措置を講じることとしています。

##### 2 0 米の直接支払交付金が半減し、水田活用の直接支払交付金の拡充や多面的機能支払に回ったと聞くが、収入減を埋めるに至っていないのではないか。

(答)

1 今回の見直しでは、政策的な問題があつた米の直接支払交付金を見直す一方、飼料用米等の戦略作物の助成の充実や、產地交付金の拡充を行つており、意欲ある農業者が、主食用米偏重ではなく、自らの経営判断で需要ある麦・大豆・飼料用米等の作物を選択し、農地をフル活用する場合には、従来の助成よりも手厚い助成が受けられるようになります。

2 また、多面的機能支払は、集落などの活動組織に対して支払われるものですが、  
① 交付金を活動組織の共同活動に充当することにより、従来は農家が負担していた費用が削減されたり、  
② 共同活動に参加した農家に日当として支払うこと等を通じ、農業者の実質的な手取りの向上にもつながると考えています。

3 さらに、  
① 農地集積等による生産性の向上、流通の合理化、農産物の高付加価値化等により農業からの所得の増大を図るとともに、  
② 輸出倍増、観光業や医療・福祉産業等との連携等による6次産業の市場規模の増大を通じた農村所得の増大を図り、前向きな工夫や努力を行う農業者を後押ししたいと考えています。

##### 2 1 現場の声を十分に聞いておらず、また、既に来年度の営農が始まっている中、米の直接支払交付金の単価を半減させるのは、拙速と言わざるえない。

(答)

1 戸別所得補償制度、特に、米の直接支払交付金については、米は、麦・大豆等と違ひ、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと、また、全ての販売農家に対し生産費を補填することは、農地の流動化のペースを遅らせる面があること等の政策的な問題があつたため、廃止することとしたところです。

2 しかしながら、米の直接支払交付金は、これまで4年間にわたり支給されており、この交付金を前提に機械・施設の投資を行つてきた農業者も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、経過措置として、平成26年産米から単価を削減した上で、平成29年産までの时限措置（平成30年産から廃止）とすることとしたところです。

## 水田フル活用と米政策の見直し関係

### 2.2 米の直接支払交付金の交付要件はこれまでと同じか。

(答)  
従来どおりです。

#### 2.3 調整水田等の不交付地の改善計画の手続は変更されるのか。

(答)

従来どおりの手続ですので、初めて米の直接支払交付金を受けようとする方が、調整水田等の不交付地を有している場合には、申請年から3年以内を目途に解消するこ<sup>ト</sup>を内容とした改善計画を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

#### (5) その他

2.4 農地中間管理機構が借り受けた耕作放棄地を復田し、担い手が引き受けた場合には、米及び水田活用の直接支払交付金が交付されるように対応していただきたい。

(答)

1 農地中間管理機構を活用して農地を担い手に集積していく場合に、その農地の中に、過去に交付対象水田から除外されたものが含まれる可能性がありますが、これについて機構が復田しても、米の直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金が交付されなければ、担い手がこれを引き受けることは困難になります。

2 したがって、このような場合には、両交付金の交付対象とすることとします。

#### 2.5 支付金について、農協の代理受領はできるのか。

(答)

1 交付金の農協代理受領については、農業者に直接交付金が支払われないため、何のための交付金なのかといった、交付金の目的が農家に伝わらないこと等の課題があることを踏まえ、原則認めておりません。  
また、本来、交付金の類は、申請した本人の口座に支払うことが原則となっています。

2 ただし、ブロックローテーションやとも補償等を行うために、複数の農業者の交付金を一つの口座で受け取りたいとの意向がある場合には、地域センターに対して、農業者グループの代表者の口座の届出（口座名義人に対する委任状）を行うことにより、その口座で受け取ることは可能です。

### 1. 水田活用関係

#### (1) 飼料用米関係

- 1 飼料用米として多収性專用品種に取り組む場合、種類をどのように入手すればよいか。また、希望する量は入手できるのか。
- 2 飼料用米の作付に必要な多収性品種の種子が不足することがないよう、供給計画を示すべきではないか。
- 3 新たに飼料用米に取り組むにはどのような手続きをすればよいか。また、誰に相談すればよいか。

- 4 飼料用米の取引先・販売先はどのようにして確保すればよいか。
- 5 飼料用米の利用可能量450万tについては、ブロック別の可能量も示すべきではないか。
- 6 配合飼料工場がない県については、流通経費を支援するべきではないか。
- 7 飼料用米の単収が地域の標準単収を150kg以上上回るような先進的な実例は既にあるのか。

- 8 飼料用米の収量が地域の標準単収値を150kg以上下回る場合でも、交付金はもらえるのか。また、これまでの理由書の提出基準である「8割未満」はどうになるのか。
- 9 主食用米から飼料用米等に作付けを転換するには、農業用機械や产地基幹施設の整備・改修が必要になるので、支援を充実すべきではないか。
- 10 飼料用米等の生産が増加するヒントが懸念されないか。

- 11 飼料用米については、主食用品種で取り組む場合、これまでには一括管理方式であったが、数量払いを導入した場合、その取り扱いはどうなるのか。
- 12 飼料用米について、あらかじめ定められた契約数量を出荷する「一括管理方式」で取り組んだ場合も数量払いの対象となるのか。また、その場合の交付単価はどのようになるのか。

- 13 飼料用米の数量払いにおいて、8万円となる標準単収値、10.5万円、5.5万円の支払いによる単収はどのように設定するのか。

- 14 飼料用米の数量払いの農業者への支払いは、1回で行うのか。それとも畊作物の直接支払交付金の数量払と當農連續支払のように2回に分け支払いを行うのか。
- 15 産地交付金の加工用米の複数年契約、飼料用米の多収性品種の取組等に対する追加配分の時期はいつ頃になるか。
- 16 飼料用米等を多収性専用品種で取り組んだ場合の産地交付金の追加配分とは、具体的にどのようないか。また、取組に対する面積確認や支払いはどのように行うのか。自家採種した種子を用いた取組も対象となるのか。
- 17 産地交付金の追加払いの対象となる多収性専用品種とは、具体的に何をさすのか。
- 18 飼料用米の数量払いによる助成について、農産物検査機関による数量の確認はどう行うのか。
- 19 玄米ではなくもみで出荷する場合や高水分の場合に重量の補正等を行うのか。
- 20 数量確認を農産物検査によらず第3者的機関の確認による方法で行つてはいけないのか。
- 21 検査手数料が掛かるところだが、誰が負担するのか。また、どのくらいか。
- 22 飼料用米を検査するための簡素な規格を検討していることだが、どのような内容なのか。
- 23 飼料用米の検査は、どこの登録検査機関でも行つてくれるのか。
- 24 飼料用米の検査は、登録検査機関に申し出れば、いつでも行つてもらえるのか。また、検査員に出張してもらって、耕種農家や畜農家で検査を受けることは可能か。
- 25 新たに設定する飼料用米の検査規格は簡素なものと聞いている。主食米の検査は、銘柄検査などもあり難いため、主食米の検査は行わない飼料用米に特化した専門の農産物検査員になることはできないのか。
- 26 飼料用米の数量払いにあたり、主食米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することについての考え方や対応いかん。
- 27 飼料用米を自家使用する場合、これまでには生産数量を自己申告で把握していたが、数量確認をしなければ交付金の交付対象とはならないのか。また、対象となるのであれば最低単価は幾らになるのか。

- (2) その他
- 28 水田活用の交付金は5年後廃止ではなく継続するものと考えてよいか。
- 29 地域において作成する「水田フル活用ビジョン」とは、どのようなものか。また、その提出時期はいつか。
- 30 水田フル活用ビジョンの中での3年後の目標設定に關し、目標のレベルはどのようないか。また、目標の達成度合いの評価はどういうに行うのか。
- 31 産地交付金の詳細、都道府県別配分額の提示時期はいつか。また、戦略作物に対する上乗せの考え方は現行どおり、生産性向上等に資するものとするのか。
- 32 麦・大豆・飼料作物・WCS用稻の交付単価が現行どおりとなつたのはなぜか。(特にWCS用稻)
- 33 飼料用米等の取組が拡大し、大豆・麦の園地化やブロックローテーションに取り組んできた産地が縮小・崩壊してしまうことがないよう、大豆・麦への支援措置をもつと充実すべきではないか。
- 34 せっかく需要先と結びついた大豆田地が崩れないか。
- 35 備蓄米について、25年産の都道府県別落札数量が、26年産の都道府県別優先枠となると見てよいか。また、25年度の產地資金同様追加配分があるのか。(1.5万円相当／10a)
- 36 そば、なたねが戦略作物助成から除外されたのは、なぜか。また、産地交付金における追加配分の方法、時期はどうなるのか。
- 37 加工用米の複数年契約（3年）の追加配分とは、具体的にどのようなものか。
- 38 加工用米の複数年契約（3年）の追加配分の対象となる契約は、具体的にどのような要件が必要か。
- 39 ※ 加工用米の複数年契約について、仮に途中で打ち切った場合は交付金の返還が必要となるのか。
- 40 ★ 加工用米の複数年契約について、農協が契約主体となる場合において、2年目以降の取組農家を予め決めなくてはいけないのか。途中で取組から抜けた農家が出た場合はどうなるのか。
- 41 ★ 農地の利用集積等の場合以外には、複数年契約の2年目以降において、代わりに加工用米を出荷した農家に対し、複数年契約についての支援（1.2万円／10aの追加配分）は絶対に出ないということか。（農業者リストの変更は一切できないことか。）

## 1. 水田活用関係

4 2 現行の需給調整の制度においては、生産数量目標の枠内で生産された米（主食用米）を米菓などの加工用途に使用している場合、当該分量について次年度以降に加工用米として認定を受けることができない仕組み（いわゆる「置き換わり」）ができないになっているが、今般の制度改革に合わせて見直すべきではないか。

4 3 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米に対する支援はないのか。

## 2. 米政策関係（生産調整・生産数量目標関係）

4 4 国による生産数量目標配分を廃止する時期を、5年後とした理由は何か。米の直接支払交付金が「29年産までの時限措置（30年産から廃止）」と明記していることとの関係いかん。

4 5 生産数量目標の配分をやめれば、国も民間も今以上に大きなコストや労力が必要にならないか。

4 6 「生産調整の廃止」や「生産調整の見直し」など、いろいろな報道がされているが、生産調整の廃止なのか。

4 7 集荷円滑化対策は廃止されることとなるのか。また、廃止となつた場合、現在米穀機構にて管理されている資金の後処理の考え方いかん。

4 8 米政策の見直しについて需給調整の実効性の確保をどのように考えているのか。国は今後、生産調整について手を離し、米価の維持には関わらないということか。

4 9 5年後を目途に行政による生産数量目標の配分を見直すとしているが、直接販売のウェイトが大きくなる中で米価はどうなところに落ち着くと考えているのか。

## （1）飼料用米関係

1 飼料用米として多収性専用品種に取り組む場合、種類をどのように入手すればよいか。また、希望する量は入手できるのか。

（答）

1 飼料用米として多収性専用品種に取り組む場合、種類をどのように入手すればよいか。また、希望する量は入手できるのか。

2 今般、飼料用米の多収性専用品種の種子は、都道府県が需要を把握して供給しているほか、都道府県の供給では不足する分について、（一社）日本草地畜産種子協会において補完的に供給しています。

2 今般、飼料用米の多収性専用品種の取組の拡大が想定されることを踏まえ、1月22日の全国会議で都道府県や関係機関と種子の需給状況を共有するとともに、不足分の解消に向けて、25年産飼料用米の搬入種子に転用する際の手続き等を整理して説明したところであり、今後とも、都道府県と情報共有を図りつつ、関係機関とも連携し、産地において必要となる種子の安定供給に努めていくつもりです。

2 飼料用米の作付に必要な多収性品種の種子が不足することがないよう、供給計画を示すべきではないか。

（答）

1 飼料用米の多収性専用品種の種子は、都道府県が需要を把握することが基本と考えています。

2 1月22日の全国会議において、26年産及び27年産の飼料用米の取組に必要な種子の需給状況及び種子確保に向けた対応方向をお示したところであり、これをもとに各都道府県において種子の供給計画を検討してください。

3 新たに飼料用米に取り組むにはどのような手続きをすればよいか。また、誰に相談すればよいか。

（答）

1 飼料用米に取り組むに当たっては、飼料用米の販売先を確保した上で、生産年の6月30日までに「新規需要米取組計画書」を地方農政局、地域センターへ提出し、審査・認定を受ける必要があります。

2 詳細は、地方農政局、地域センターに相談してください。

4 飼料用米の取引先・販売先はどのようにして確保すればよいか。

- (答) 1 各地域において農家が安心して飼料用米を生産できるよう、国、都道府県、関係団体等が連携し、  
① 生産希望のある耕種農家と利用要望のある畜産農家とのマッチング活動  
② 配合飼料工場での長期的・計画的な活用のための情報提供等により畜産側の需要との的確な結びつけが図られるよう支援しているところです。
- 2 新たに飼料用米に取り組まれる農業者の方など、需要先の確保に不安のある方は、お近くの地域農業再生協議会または米の集出荷団体にご相談願います。

5 飼料用米の利用可能量450万tについては、ブロック別の可能量も示すべきではないか。

- (答) 1 飼料用米の利用可能量の450万トンという数字は、24年度の全国の畜種別の配合飼料生産量に畜種別の配合可能割合（家畜の生理や畜産物に影響を与えることなく給与可能と見込まれる配合割合）を乗じて試算したものです。
- 2 これは、飼料用米の潜在需要が十分にあることを示すものであり、配合飼料原料としての飼料用米はブロックを越えて流通することを踏まえると、ブロック別に示す意味はないものと考えています。

6 配合飼料工場がない県については、流通経費を支援するべきではないか。

- (答) 1 國内生産される飼料用米は、①地域内の耕種農家と畜産農家の結びつきによる直接供給（いわゆる地域流通）と、②配合飼料メーカーを通じた全国の畜産農家の流通が行われています。
- 2 このうち、運送経費が嵩まない地域流通については、地域内の耕種農家と畜産農家のマッチング活動を一層推進することとしています。
- 3 一方、配合飼料として利用する場合には、主に、地域農協で集荷し、全農県本部、全農を経由して飼料工場へ輸送される、いわゆる全農スキームにより流通していますが、この経費については、全国域又は県域で共同計算されています。
- 4 このため、流通経費そのものを補助することは困難ですが、今回手厚くする水田活用の直接支払交付金による助成のほか、加工・保管施設の整備等への支援により、飼料用米の利用促進を図っていただきたいと考えています。
- 7 飼料用米の単収が地域の標準単収を150kg以上回るような先進的な実例は既にあるのか。
- (答) 県等が行ってきた実証試験のほか、実際に飼料用米を生産している生産者から提出された出荷実績報告においても、標準単収を大幅に上回っている事例が見られるところです。

- 8 飼料用米の収量が地域の標準単収値を150kg以下回る場合でも、交付金はもらえるのか。また、これまでの理由書の提出基準ではどのようになるのか。
- (答) 1 5.5万円/10aの支援となる単収に満たない場合には、収量低下等が生じたと思われる原因や次年度に向けた改善点を記載した理由書の提出を求めることがあります。
- 2 これまでと同様、「通常の肥培管理等を行ったこと」が理由書及び作業日誌等から確認されたものに関しては、当年度については交付対象となります。

9 主食用米から飼料用米等に作付けを転換するには、農業用機械や产业基地基幹施設の整備・改修が必要になるので、支援を充実すべきではないか。

(答) 1 主食用米の需要が減少傾向にある中で、飼料用米の増産に対応するためには、米产业基地の既存の乾燥調製貯蔵施設の利用集約化を進め、それによつて生じる保管余力を飼料用米の保管に活用することに加え、それで不足する施設・機械については、導入を進めていくことが重要です。

2 このため、今後、各地域において農家が安心して飼料用米を生産できるよう、  
① 体制の強化に資する機械（粉砕機、飼料保管タンク等）のリース方式による導入  
支援  
〔 改めの農業実践産地転換対策：H25補正 350億円の内数  
畜産収益力向上緊急支援リース事業：H25補正 70億円の内数 〕  
を行うことになります。  
② 26年度当初予算においても、耕種側における乾燥調製貯蔵施設や、畜産側で必要となる加工・保管施設の整備への支援を引き続き計上  
〔 強い農業づくり交付金：H26概算決定額 234億円 〕  
するなどにより、飼料用米の増産に対応した产业基地の生産体制の整備を推進していくたいと考えています。

3 なお、耕種側における米の保管施設の整備については、単なる米の倉庫は補助対象となつておらず、乾燥調製貯蔵施設又は効率的なバラ出荷を行うための品質向上物流合理化施設のみが補助対象となつていています。

10 飼料用米等の生産が増加するとコンタミが懸念されないか。

(答) 1 これまで主食用米においても多品種の作付や減農薬の作付が行われておりますが、異品種混入（コンタミ）防止策を実施していますが、飼料用米は、食糧法上、飼料用米以外への使用の禁止や別はいにしてはい票せんを掲示するなどの明確な区分管理が義務づけられている用途限定米穀であり、特にコンタミや横流れの防止策を実施する必要があります。

2 コンタミ防止には、  
① 飼料用多収性品種は主食用品種より晚生の品種を選択し、作物分散やほ場の団地化を図る。  
② 播種・育苗段階においては、種子や育苗箱の個々の品種名が特定できるように品種の取り違いや他品種の種子の混入がないよう、品質管理を徹底する。  
③ 収穫段階においては、品種毎に収穫し、品種毎に収穫し、品質の切り替え時にはコンバインの清掃を徹底する。  
④ 乾燥・調製段階においては、1系列1日1品種の荷受けを遵守するとともに、品種の切り替え時には乾燥調製施設の清掃又は空運転を徹底する。  
など、様々な防止策を組み合わせることでコンタミのリスク低減を図ることが重要です。

3 また、飼料用米の基本的な栽培方法やコンタミ防止対策を記載した「飼料用米栽培マニュアル」を作成・公表していますので、本マニュアルも活用しながら管内の指導の徹底をお願いします。

1.1 飼料用米についてには、主食用品種で取り組む場合、これまでの一括管理方式であったが、数量払いを導入した場合、その取り扱いはどうなるのか。

(答) 1 25年産米については、捨てづくり防止等の観点から主食用品種では「区分管理方式による出荷」を選択することが認められていませんでしたが、数量払いの導入に伴い、主食用品種においても「区分管理方式による出荷」を選択できることとします。

2 なお、主食用品種において区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需 要米取組計画書に、飼料用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多 収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合の取組内容（生産性 が低いほ場で取り組む場合を含む。））を記載する必要があります。

1 2 飼料用米について、あらかじめ定められた契約数量を出荷する「一括管理方式」で取り組んだ場合の対象となるのか。また、その場合の交付単価はどのようになるのか。

(答)

1 飼料用米及び米粉用米の数量払いは、飼料用米等を生産したほ場で収穫された全量を出荷する「区分管理方式」のみならず、あらかじめ定めた契約数量等を出荷する「一括管理方式」を選択した場合も対象となります。

2 「一括管理方式」の場合の交付単価は、農家等ごとの出荷数量を取組面積で除して単収により設定することを軸に検討を進めているところです。なお、「一括管理方式」を選択した場合の出荷数量は、現行制度と同様、実際の作柄等に応じて契約数量を出来次第に調整することができる仕組みとなります。

1 3 飼料用米の数量払いにおいて、8万円となる標準単収値、10.5万円、5.5万円の支払いによる単収はどうのように設定するのか。

(答)

標準単収値は、各農家における主食用米の配分単収（地域の合理的な単収）とします。また、標準単収値から+150kg/10aで10.5万円/10a、-150kg/10aで5.5万円とします。

1 4 飼料用米の数量払いの農業者への支払いは、1回で行うのか。それとも作物の直接支払交付金の数量払と當農業継続支払のように2回に分けて支払いを行うのか。

(答) 数量報告を行う前であっても、捨てづくりでないことが確認できた場合、5.5万円/10a分を先に支払うことも可能となります。

【参考】1に該当する品種  
いわいだわら、きたあおば、北瑞穂、クサノホシ、クサノナミ、タカナリ、たちじょうぶ、ふくひびき、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、まきみずほ、ミズホチカラ、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり

1 6 飼料用米等を多収性専用品種で取り組んだ場合の産地交付金の追加配分とは、具体的にどのようなものか。また、取組に対する面積確認や支払いはどういう行うのか。自家採種した種子を用いた取組も対象となるのか。

(答)

1 飼料用米又は米粉用米について、多収性専用品種で取り組んだ場合、その取組に応じて、当該県に対して10a当たり1.2万円の産地交付金を追加配分するものです。  
2 追加配分は、當農計画書及び種子の購入伝票をもとにを行い、交付は圃場確認等を通じた作付実績により行います。

3 なお、自家採種の場合については、多収性専用品種の種子のこれまでの増殖実績を記した様式と、導入当初の種子の購入伝票の写しにより確認を行います。（圃場確認については同様に行います。）。

1 7 産地交付金の追加払いの対象となる多収性専用品種とは、具体的に何をさすのか。

(答)

1 多収性専用品種としては、まず、国の委託試験等によって主に主食用以外の用途向けとして育成され、一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された以下の20品種がそれに該当します。（26年4月現在）

2 このほか、  
① 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般的な主食用品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種であつて、かつ、  
② 産地品種銘柄に設定されていないか、設定されていても概ね全量が非主食用米として流通している等、当該都道府県内で一般に主食用以外の用途向けて生産されている全国銘柄以外の品種については、都道府県知事の申請に基づき地方農政局長等が特に認める場合には、多収性専用品種に該当することとなります。

【参考】1に該当する品種  
いわいだわら、きたあおば、北瑞穂、クサノホシ、クサノナミ、タカナリ、たちじょうぶ、ふくひびき、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、まきみずほ、ミズホチカラ、みなゆたか、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり

1 5 産地交付金の加工用米の複数年契約、飼料用米の多収性品種の取組等に対する追加配分の時期はいつ頃になるか。

(答)

追加配分は當農計画書の取りまとめ後行う予定です。

18 飼料用米の数量払いによる助成について、農産物検査機関による数量の確認はどこで行うのか。

(答) 飼料用米の数量確認は農産物検査の枠組みで行います。検査場所としては、稻作農家から実需者に引き渡されるまでの①生産地、②実需者（配合飼料工場、畜産農家の集荷場所、③両者の中間地点が考えられます）、いざれを設定するかは飼料用米の取引の実態や流通コスト、検査機関の検査体制等を考慮して、効率的な検査となるよう、関係者で話し合いをすることが重要です。

19 玄米ではなくもみで出荷する場合や高水分の場合に重量の補正等を行うのか。

(答) 1 交付金の対象となる数量は、玄米での重量とするため、もみで出荷する場合は、もみ重量に0.8の係数を乗じて玄米換算した重量を用いることとします。  
2 また、水分含有量に係る重量補正是行いません。  
3 なお、生もみを直接ソフトグレンサイレージ（SGS）に加工・利用する取組などは、数量払いの対象とはならず、所要の確認の上、数量いかんにかわらず8万円/10tとなりますので、ご注意ください。

20 数量確認を農産物検査によらす第3者的機関の確認による方法で行ってはいけないのか。

(答) 高い交付金が支払われる中で、納税者の理解を得るためにも、支払いの根拠となる数量については、客観的な確認が必要であることから、農産物検査機関による数量確認を要件とし、確認申請に係る手数料を負担することについてはご理解願います（生産者側の判断で、数量確認を受けないことも可能ですが、その場合5.5万円/10tの支援となります）。

21 検査手数料が掛かるとのことだが、誰が負担するのか。また、どのくらいか。

(答) 1 検査手数料は請求者が負担するものであり、請求者が飼料用米を生産する耕種農家の場合は耕種農家に負担していただくこととなります。  
2 飼料用米の検査手数料は、登録検査機関が決定するものですが、現在の主食用米の検査手数料と同等程度になると考えられます。

22 飼料用米を検査するための簡素な規格を検討しているとのことだが、どのような内容なのか。

(答) 飼料用米の検査規格は、飼料用米の生産・流通・利用の実態を反映させたものとし、具体的には以下のような規格を検討しています。  
・ 検査を行う種類は、「飼料用もみ」、「飼料用玄米」とし、銘柄（产地・品種）は設定しない。  
・ 形質（外観の見ばえ）による検査は行わない。  
・ 等級区分は、「合格」、「規格外」とする。  
・ 水分は、食用と同じ規格とする（もみは「14.5%」、玄米は「15.0%」を最高限度とする（いずれも当分の間1.0%を加算））。  
・ 被害粒は、飼料品質に影響のある「発芽粒」、「病害粒」、「芽くされ粒」に限り、その混入限度は合わせて25%とする。  
・ その他、異物（茎など）や異種穀粒（そば、麦など）の混入限度を設定するなど

23 飼料用米の検査は、どこで登録検査機関でも行ってくれるのか。

(答) 1 飼料用米の検査は、登録検査機関が設定した検査場所で行います。  
2 登録検査機関によつてはもみの検査を行わず、玄米のみ検査を実施している登録検査機関もあることから、詳細については、あらかじめ登録検査機間にお問い合わせください。

24 飼料用米の検査は、登録検査機関に申し出れば、いつでも行ってもらえるのか。また、検査員に出張してもらって、耕種農家や畜産農家で検査を受けることは可能か。

(答) 1 登録検査機関は、自らが設定した検査場所において、生産者等からの受検希望等を調整した上で、検査計画に基づき検査を実施していますので、登録検査機関へ事前にご相談ください。

2 また、検査員の出張により検査を行う登録検査機関もありますが、検査の効率性や鑑定条件等を考慮の上、検査場所を設定しており、生産者個人の庭先を検査場に設定することは難しい場合があることをご理解ください。

3 このため、地域において近隣の飼料用米を集約する、あらかじめ検査日を調整する等の取り組みが必要となることもあります。いずれにしても、できる限り早く受検を希望する登録検査機関にご相談してください。

25※ 新たに設定する飼料用米の検査規格は簡素なものと聞いています。主食米の検査は、銘柄検査などもあり難しいため、主食米の検査は行わない飼料用米に特化した専門の農産物検査員になることはできないのか。

(答) 1 今後、飼料用米の農産物検査のニーズの増加が予想されることから、飼料用米のみの検査を行う農産物検査員を設けることを可能とする農産物検査法施行規則の改正を検討しています。

2 併せて、現在、飼料用米のみの検査を行う農産物検査員を育成する方法を検討しているところです。

(答) 1 飼料用米の数量払いにあたり、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することについての考え方や対応いかん。  
なお、需要に応じた米生産の推進に関する要領においても、飼料用米等については、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することは禁止しています。生産数量に疑義が生じた場合には、地域センター等及び地域協議会が連携して調査を行う場合があります。

27 飼料用米を自家使用する場合、これまで生産数量を自己申告で把握しているが、数量確認をしなければ交付金の交付対象とはならないのか。また、対象となるのであれば最低単価は幾らになるのか。

(答) 1 数量に応じた支払いの対象となるには、農産物検査機関による数量確認が必要です。  
2 自家用等で確認の手間を省く場合は、捨てづくりがないかどうかを確認の上、最低単価（5.5万円/10a）を交付します。

(2) その他  
28 水田活用の直接支払い交付金は5年後廃止ではなく継続するものと考えてよいか。

(答) 1 現在の水田活用の直接支払交付金は、それ以前の転作助成金とは異なり、食料自給率・自給力の向上を目的として、生産数量目標の達成いかんにかかわらず支援を行っているものです。  
2 5年後に生産数量目標の配分がどのようになるうとも、それにリンクして廃止されるような性格の交付金ではありません。

(答) 1 地域において作成する「水田フル活用ビジョン」とは、どのようなものか。  
2 9 地域において作成する「水田フル活用ビジョン」は、既存の水田農業ビジョンの内容を水田フル活用ビジョンに活かしてもかまいません。  
2 ビジョンは、5月末までに県を通じて国に提出し、公表していただくこととしています。

3 3 飼料用米等の取組が拡大し、大豆・麦の団地化やブロックローテーションに取り組んできた産地が縮小・崩壊してしまうことがないよう、大豆・麦への支援措置をもつと充実すべきではないか。

(答) 3年後の目標については取組面積、生産量等の客観的な目標を設定していただくこととしています。

また、目標の達成度合いについては、現状から目標に向かって産地化がどれだけ図られたのかという視点で行います。

3 1 産地交付金の詳細、都道府県別配分額の提示時期はいつか。また、戦略作物に対する上乗せの考え方は現行どおり、生産性向上等に資するものとするのか。

(答) 1 我が国の食料自給率・自給力の向上を図るために、飼料用米のみならず大豆・麦等の戦略作物についても引き続き、生産拡大と生産性の向上を推進し、水田のフル活用を推進していくことが重要と考えています。  
飼料用米については、主食用米の需要量が減少傾向にあり、また、排水条件等から大豆・麦の生産拡大が難しい地域もある中で、国内における潜在的需要等を踏まえ、その取組を後押しするものであり、これまで大豆・麦の団地化等を推進してきた産地においては、引き続き大豆・麦に取り組んでいただきたいと考えています。

2 大豆・麦生産に対する支援措置としては、

- ① これまでと同様に、経営所得安定対策により、大豆・麦の生産者の経営安定を図り、単収・品質の向上を促すとともに、
- ② 水田活用の直接支払交付金により、大豆・麦等の戦略作物の本作化を推進し、
- ③ 産地交付金により、「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、大豆・麦を含む産地づくりに向けた助成を充実(26年度においては、産地戦略枠の創設等により、平成25年度に比べて264億円(H25：539億円→H26：804億円)を増額。)

3 さらに、大豆・麦生産の効率化や高付加価値化を実現する産地体制の構築のため、  
① 平成25年度補正予算において、効率的機械利用体系の構築や乾燥調製施設等の再編合理化を支援するとともに【攻めの農業実践緊急対策】350億円の内数】、  
② 平成26年度予算において、実需者・生産者等が一体となって行う、新品种・新技術や単収・品質向上技術の導入実証等の実施や、農業機械のリース導入について支援【新品種・新技術活用型産地育成支援事業 7億円等】  
することとしており、これらを通じて大豆・麦の生産振興を総合的に図ってまいります。

(答) 3 4 セっかく需要先と結びついた大豆団地が崩れないか。

(答) 1 国産大豆を振興する上では、実需者ニーズに応じた品質の高い大豆を供給し、需要を拡大していくことが必要であり、産地と実需者との結び付きによる生産体制の確保は重要であると考えています。

2 このため、問32の回答にあるとおり、産地が、「水田フル活用ビジョン」に基づき行う団地化等の生産体制の構築に向けた取組や生産性の向上、高付加価値化に向けた努力を引き続き支援してまいります。

3 0 水田フル活用ビジョンの中での3年後の目標設定に關し、目標のレベルはどうなイメージが。また、目標の達成度合いの評価はどうに行うのか。

(答) 3年後の目標については取組面積、生産量等の客観的な目標を設定していただくこととしています。

また、目標の達成度合いについては、現状から目標に向かって産地化がどれだけ図られたのかという視点で行います。

3 2 麦・大豆・飼料作物・WCS用稻の交付単価が現行どおりとなつたのはなぜか。(特にWCS用稻)

(答) 1 単価については、現行どおりのままと考えているところです。飼料用米、米粉用米については、数量払いの仕組みに変えたところですが、平均的な交付単価(8万円/10a)はこれまでと同様です。

2 なお、WCSについては、穀粒を収穫するものではなく、ロールの仕立て(密度、水分等)によって重量が変わることから数量払いには適ないと判断し、現行の面積払いを維持することとしたところです。

(答) 1 単価については、穀粒を収穫するものではなく、また、ロールの仕立て(密度、水分等)によって重量が変わることから数量払いには適ないと判断し、現行の面積払いを維持することとしたところです。

35 備蓄米について、25年産の都道府県別落札数量が、26年産の都道府県別優先枠となると考えてよいか。また、25年度の産地資金同様追加配分があるのか。(1.5万円相当／10a)

(答) 1 26年産備蓄米の優先枠は、25年産の各県の落札実績数量18万3千トンを基に設定し、各道県に通知するとともに、各地方農政局等にも連絡済みです。(25年12月4日)

2 産地交付金については、備蓄米の円滑な確保に向け、平成26年産備蓄米の買入入札において、落札を行った都道府県に対して、7,500円／10a相当の産地交付金を追加配分することとしています。(※ 平成23年度に県別優先枠として配分した6万トン分については対象外です)

36 そば、なたねが戦略作物助成から除外されたのは、なぜか。また、産地交付金における追加配分の方法、時期はどうなるのか。

(答) 1 地域や農家ごとの取組に差が大きいことから全国一律で戦略作物として助成することを改め、産地交付金に移行することと、産地における創意工夫を活かした需方に応じた生産を推進することとしたところです。

2 追加配分については、當農計画書の取りまとめ後、都道府県へ追加配分を行います。なお、配分額と実績に大きな乖離がある場合、次年度配分の際に調整することもあります。

37 加工用米の複数年契約（3年）の追加配分の対象となる契約は、具体的にどのような要件が必要か。

(答) 加工用米の需要者と生産者等との間で、一定の要件を満たす出荷販売契約を締結した場合に、当該契約期間中の取組の継続状況に応じて、当該県に対して10a当たり1.2万円の産地交付金を追加配分するものです。

38 加工用米の複数年契約（3年）の追加配分の対象となる契約は、具体的にどのような要件が必要か。

(答) 1 加工用米の複数年契約の具体的な要件は、契約期間については、平成26年から28年までの期間を含む3年間以上とし、3年間の契約数量が維持又は増加するものとしています。

2 また、契約書の内容については、  
① 各年産米の「契約数量」及び「契約価格」  
② 契約不履行に対する「違約条項」  
が記載されていることとしています。

3 このうち「契約数量」については、過去の加工用米取組実績数量を超えた数量のみではなく、3年契約を締結した全量が追加配分の対象となります。また、「契約価格」については、具体的な価格が記載されている場合のほか、契約価格の設定方が明示されている場合などが対象となります。

4 なお、JA等生産者団体が農業者をとりまとめて契約する場合には、生産者は3年間固定である必要はありません(年にによって生産者が異なっても構いません)が、当初の契約時に予め3年分の生産者を決めておく必要があり、2年目、3年目に生産者リストを更新することには原則認めません。

39 ※ 加工用米の複数年契約について、仮に途中で打ち切った場合は交付金の返還が必要となるのか。

(答) 加工用米に係る複数年契約の取組に關し、契約が途中で打ち切られた場合は、原則として、当年産の産地交付金は交付しないこととするほか、契約の途中解約の理由等によつては、当該複数年契約に係る前年又は前々年分の取組に關して産地交付金の交付を受けた者に対し、当該交付分の返還を求めるものとします。

(答) 加工用米の需要者と生産者等との間で、一定の要件を満たす出荷販売契約を締結した場合に、当該契約期間中の取組の継続状況に応じて、当該県に対して10a当たり1.2万円の産地交付金を追加配分するものです。

40 ★ 加工用米の複数年契約について、農協が契約主体となる場合において、2年目以降の取組農家を予め決めなくてはいけないのか。途中で取組から抜ける農家が出た場合はどうなるのか。

(答)

1 野菜等、他の農産物については、従来より、産地づくりや販売力の強化等の観点から、出荷の際のルールが農協の部会等の場で決定されているところであり、米についても、同様の取組が広がっていくことが望ましいと考えているところです。

2 加工用米の複数年契約に対する支援（1.2万円/10aの追加配分）については、農家に対して直接支援が行われる仕組みであり、個々の農家にも「複数年に渡る約束をしている」ということについて高い意識を持つていただくことが必要です。

3 このような中で、農協においては、需要者との契約を確実に履行する観点から、この複数年契約の取組から2年目以降に抜ける農家が万が一出た場合の対応方法について、予め検討していくべきことが望ましいと考えます。

4 なお、そのような事態が発生した場合に、代わりの加工用米を出荷した農家に対しては、加工用米についての単年度の支援（2万円/10a）が行われることとなるており、また、農地の利用集積や相続等により経営権が移転し、当該経営を引き継いだ農家が当初のとおりの出荷の約束を引き継いだ場合には、複数年契約の支援（1.2万円/10aの追加配分）の対象から除外されるものではありません。

42 現行の需給調整の制度においては、生産された米（主食用米）を米業などの加工用途に使用している場合、当該分量について次年度以降に加工用米として認定を受けることができない仕組み（いわゆる「置き換わり」ができない）になっているが、今般の制度改革に合わせて見直すべきではないか。

(答)

1 全国の生産数量目標は、「米の全生産量」から「生産数量目標の枠外で生産された米の生産量」を控除した数量を用いて設定し、各都道府県に配分しているところです。

2 したがって、現在、生産数量目標の枠内で生産されている加工用途の米を、生産数量目標の枠外で生産することとした場合、その相当量を当該地域の生産数量目標から控除する必要が生じるなど現場に混乱を招くこととなるため、慎重な検討が必要と考えています。

3 なお、現行制度において、加工用米がいわゆる「置き換わり」に当たるかどうかについては地域センター等において確認することとしており、個別の事例については最寄りの地域センター等にご相談下さい。

4.3 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米に対する支援はないのか。

(答)

1 生産数量目標の枠外として扱われる酒造好適米については、米の直接支払交付金の対象とはなりません。

2 ただし、產地交付金の対象となることは可能であるため、各地域の判断により、必要に応じて水田フル活用ビジョンに位置づけ產地交付金を活用することについてご検討ください。

(答)

1 農地の利用集積等の場合以外には、複数年契約の2年目以降において、代わりの加工用米を出荷した農家に対し、複数年契約についての支援（1.2万円/10aの追加配分）は絶対に出ないということ。（農業者リストの変更は一切できないということ。）

2 なお、「他の売り先を見つけた!」「収益性のより高い作物に変更することとした」等の理由によって、複数年契約の取組から途中で抜ける農家が出てくることのないよう、そのような事態が万が一発生した場合の対応方法についても、併せて検討していただきたいと考えています。

## 2. 米政策関係（生産調整・生産数量目標関係）

4 4 国による生産数量目標配分を廃止する時期を、5年後とした理由は何か。米の直接支払交付金が「29年産までの時限措置（30年産から廃止）」と明記していることとの関係いかん。

(答)

1 生産者や集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産に取り組んでもらうためには、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況を早期に実現していく必要があります。

2 しかしながら、米は1年1作であり、需要に応じた生産の定着状況をみながら進めしていく必要があるため、「5年後を目途」という時期的なイメージを示しています。

3 そうした観点から、これまで「生産調整の見直し」という説明を行ってきたところです。

4 6 「生産調整の廃止」や「生産調整の見直し」など、いろいろな報道がされているが、生産調整の廃止なのか。

(答)

1 生産調整の見直しにより「需要以上の生産が行われ、米が余るようになってしまったかまわない」ということは政策としてあり得ず、政策的にも需要に応じた生産を促していくことは当然必要であると考えています。

2 今回の米政策の見直しにおいては、

- ① これまで行政が生産数量目標の配分を行ってきたところですが、5年後を目途に、行政による配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう、各般の環境整備を進めることとしています。

4 5 生産数量目標の配分をやめれば、国も民間も今まで大きなコストや労力が必要にならないか。

(答)

1 生産調整は既に実質的には選択制となっているが、今後の水田農業の発展のためには、生産・販売に関与しない行政が米の生産量を決めるではなく、米の販売を行う生産者、集荷業者・団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、消費者が求める需要に応じた生産を行える環境を更に整えていく必要があります。

2 この結果、生産者、集荷業者・団体においては、これまで以上に、誰に、どのような米を、どのくらい生産・販売していくのか考えていかなければなりませんが、こうした取組を通じて消費者が求める米の生産が拡大し、農業経営の発展にも資するものと考えています。

4 7 集荷円滑化対策は廃止されることとなるのか。また、廃止となった場合、現在米穀機構にて管理されている資金の後処理の考え方いかん。

(答)

1 集荷円滑化対策については、その運用に当たり、地域で作況101でも農家段階での収量は多様であることや、販売ができる可能性があるのに出来秋に豊作分を一律に隔離することの問題があり、22年より休止しているところです。

2 なお、基金の残額については、米穀機構において販売の見込みが立たなくなつた主食用米を需要が期待できる加工用、飼料用等に販売することが検討されていると承知しております。こうした取組にも活用されるものと考えています。

4.8 米政策の見直しについて需給調整の実効性確保をどのように考えているのか。  
国は今後、生産調整について手を離し、米価の維持には関わらないといふことか。

(答)

- 1 我が国の貴重な生産装置である水田を有効活用し、需要に見合った米生産を行うことができるようになるのが政策の基本です。
- 2 したがって、水田フル活用に取り組み、需要に応じた米生産が定着するよう、  
 ① 水田活用の直接支払交付金を充実し、数量払いの導入など飼料用米等のインセンティブを高めることとともに、  
 ② 産地交付金も充実し、県・市町村段階において作物振興の設計図である「水田フル活用ビジョン」を策定いただき、地域の特性を活かした産地づくりを進める、  
 ③ 主食用米の需要の約3割を占める中食・外食用等のニーズに応じた米の生産や、複数年、播種前などの事前契約等による安定取引の拡大を進め、  
 ④ 国は全体の需給について必要な見通しを明らかにするとともに加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を毎月提供し、産地に対して米の売れ行き等がわかりやすい環境を整え、生産者の主体的経営判断や集荷業者・団体の販売戦略が的確に行われるようになります。  
 等の環境整備を着実に実施することとし、こうした取組により米の需給と価格の安定を図ることとしています。
- 3 今後、「5年後を目指」という時期的なイメージを関係者が共有しつつ、毎年、需方に応じた生産の定着状況をみなながら、5年後を目指による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組んでいきます。

(1) 総論

- 1 農地維持支払の対象面積を現行の農地・水保全管理支払より広げるとすれば、現行の米の直接支払交付金よりも「ばらまき」にならないか。
- 2 社会資本の保全管理に対する支払いが農地維持支払と資源向上支払の2つのメニューに分かれるのはなぜか。
- 3 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためには、どのような工夫が必要か。
- 4 多面的機能支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことは可能か。
- 5 多面的機能支払と環境保全型農業直接支払を同一地区で取り組むことは可能か。
- 6 日本国直接支払の概算決定の概要いかん。
- 7 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の概要いかん。日本型直接支払の取組は全て法案に盛り込まれているのか。
- 8 多面的機能支払の活動組織は、どのような構成になるのか。

(2) 対象組織

- 9 農地維持支払の対象農用地として、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地はどのように定めるのか。
  - 10 地方公共団体が、多面的機能の維持・発揮を目的とする地域独自の活動を多面的機能支払の対象活動に追加することは可能か。
- 11 現行農地・水対策において、共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動支援交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる組織は、新制度でも農地維持支払を受けずに資源向上支払の施設の長寿命化のための活動だけ行うことは可能か。

(答)

- 1 今回の米の生産調整の見直しにおいては、農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で作物を作れるようになるとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米の生産振興を図ることによって農地のフル活用を図り、食料自給率と食料自給力の向上をあわせて図っていくこととしています。
- 2 米の価格については、実際には民間取引により、需給動向等を踏まえて決まることがなりますが、需要に応じた米生産が行われることにより、ロングスパンでみれば、米価の大層な変動はないものと考えています。

(3) 対象農用地

- 9 農地維持支払の対象農用地として、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地はどのように定めるのか。

(4) 対象活動

## (5) 協定

- 2 3 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は、一体的に活動が行われることもある  
く、支出の区分が難しいが、区分して経理を行わなければならないのか。また、資  
源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、更に区分して経理を行う必要がある  
のか。

1 2 現在、農地・水保全管理支払に取り組んでいる活動組織は、5年間の協定期間の  
途中年であるが、新制度移行時には、現協定の残期間で協定を締結することができる  
か。

## (6) 支付ルート・交付先

- 1 3 農地維持支払及び資源向上支払について、交付基準は農地面積となるが、両支払  
は重なって交付される場合があるという理解で良いか。
- 1 4 農地維持支払及び資源向上支払の交付ルートはどうなるのか。

## (7) 交付単価

- 1 5 多面的機能支払の支援単価の額の算定根拠いかん。
- 1 6 多面的機能支払を品目毎ではなく、地目別としたのはなぜか。

## (8) 用途

- 1 7 多面的機能支払の交付を受けるのは活動組織か、又は、組織内の農業者個人な  
か。配分は組織に任せられるのか。
- 1 8 多面的機能支払は地域に支払われるものであって、農家手取りの増加にはなら  
いのではないか。

1 9 農地維持支払を軽微な補修等に使用できないか。また、資源向上支払（共同活動）  
を基礎的保全活動に使用できないか。

2 0 農業団体等に、事務手続きを委託してもよいか。

## (9) 事務手続

- 2 1 事務手続きは簡素化されるのか。
- 2 2 現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織の新制度への移行はどのような  
手続きで行うのか。

## (1) 総論

3 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためにには、どのような工夫が必要か。

1 農地維持支払の対象面積を現行の農地・水保全管理支払より広げるとすれば、現行の米の直接支払交付金よりも「ばらまき」にならないか。

- (答)
- 1 多面的機能支払交付金は、単に農家が作物を作れば交付を受けられるものではなく、地域の農業者等が、農地、水路、農道等を共同で管理する地域活動に対して交付するものです。
  - 2 さらに、地域において、担い手に農地を集め規模拡大しようとしても、担い手だけでは水路、農道等の管理がネックになつて経営を発展することが困難であるといった問題がありますが、本交付金を通じて地域ぐるみでこうした問題に対処することにより、構造改革を後押しする効果を有するものと考えています。
  - 3 したがって、「ばらまき」という指摘は当らないものと考えています。

2 社会資本の保全管理に対する支払いが農地維持支払と資源向上支払の2つのメニューに分かれるのはなぜか。

(答)

- 1 多面的機能は、農村においてまとまりを持った農地が農地として維持されることにより發揮されるものです。これらのもとよりのある農地を適切に維持していくためには、個々の活動だけではなく、地域ぐるみでの保全活動が行われなければなりません。

2 今回、農地維持支払と資源向上支払を制度化しましたが、  
① 農地維持支払は、農業者等で構成される活動組織が行う、社会資本を含めた地域資源（農地、水路、農道等）を維持・保全する共同活動を支援し、多面的機能の維持を図るもの、  
② 資源向上支払は、地域住民を含む活動組織が行う、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援し、多面的機能の増進に繋げるものです。

3 また、農業者が広く取り組めるように、農地維持支払は、農業者のみの活動組織が行う、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持等の農業生産を営むために不可欠な共同活動を支援するなど、農業者にとって取り組みやすい制度として創設したところです。  
4 このように、両制度は、趣旨や活動主体、対象活動等が異なることからメニューを2つに分けたところです。

3 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためにには、どのような工夫が必要か。

- (答)
- 1 新たに創設した農地維持支払は、現行の農地・水保全管理支払と比較して、
    - ① 農業者のみの活動組織でも取り組めること（非農業者の参加を要件としない）、
    - ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援すること（農村環境保全活動の実施を要件としない）
  - 2 こうした地域においても、例えば農道や排水路の管理や鳥獣害防護柵の設置・管理といった活動は必要と考えており、多面的機能支払を活用し、地域の実情に応じた活動を進めていただけるものと考えています。

4 多面的機能支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことは可能か。

- (答)
- 1 同一地区で取り組むことは可能です。
  - 2 この場合、多面的機能支払の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払により行つていただきたいと考えています。
  - 3 中山間地域等直接支払の交付金については、協定に基づき個人へ配分することも可能なですが、共同活動に充てる場合には、多面的機能支払の交付金を充てた不足分へ充当するほか、多面的機能支払を充てた活動とは別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当していただく必要があります。

5 多面的機能支払と環境保全型農業直接支援を同一地区で取り組むことは可能か。

- (答)
- 同一地区で取り組むことは可能です。
- 多面的機能支払は、地域共同で行う、農地、水路、農道等の地域資源の保全・向上を図る活動を支援するものであり、一方、環境保全型農業直接支援は、環境保全効果の高い當農活動を行うことに伴う追加的コストを支援するものであり、両支払の目的や支援対象とするコストが異なります。

6 日本型直接支払の概算決定の概要いかん。

(答) 日本型直接支払の概算決定額は、794億円であり、その内訳としては、

① 多面的機能支払交付金	483億円
・多面的機能支払交付金	453億円
〔予算構算上の内訳〕	
・農地維持支払	260億円
・資源向上支払	193億円
・多面的機能支払推進交付金	30億円
② 中山間地域等直接支払交付金	285億円
③ 環境保全型農業直接支援対策	26億円

を計上しています。

7 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の概要いかん。日本型直接支払の取組は全て法案に盛り込まれているのか。

(答) 1 本法律案は、平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援からなる日本型直接支払の取組を「多面的機能発揮促進事業」として法制化するものです。

2 法律案においては、

- ① 法の基本理念
- ② 基本指針の策定（大臣）、基本方針の策定（知事）、促進計画の作成（市町村）
- ③ 農業者の組織する団体等による、多面的機能発揮促進事業に関する計画（事業計画）作成及び市町村による認定
- ④ 市町村の認定を受けた事業計画に基づく取組に対する国、都道府県及び市町村の補助や農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置について規定しています。

(2) 対象組織

8 多面的機能支払の活動組織はどうな構成になるのか。

- (答)
- 1 農地維持支払は、農業者のみで構成される組織や現行の農地・水保全管理支払と同様、非農業者を含む組織も対象としています。
  - 2 一方、資源向上支払（共同活動）は、現行の農地・水保全管理支払と同様、農業者等だけでなく非農業者（地域住民、団体）も含んだ組織を対象としています。
  - 3 活動組織は、地域の共同活動を通じ、地域資源（農地、水路、農道等）の保全管理等を図ることを目的に設立する組織なので、自ずから一集落の区域以上といったまとまりのある広がり（集落単位、水系単位、ほ場整備事業実施区域単位等）を有することとなると想定していますが、地域の実情に応じてまとまりやすい形で組織を作っていただきたいと考えます。

支 払 名	活動組織員	農 業 者	非 農 業 者
農地維持支払	○	△	
資源向上支払（共同活動）	○	○	

(注) ○：必須、△：任意

### (3) 対象農用地

9 農地維持支払の対象農用地はどのように定めるのか。

(答)

- 1 農地維持支払において交付金の対象とする多面的機能の発揮の観点から必要と認める農振農用地以外のその他の農用地については、以下の農用地の考え方を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県が市町村と協議の上、定める基本方針において交付金の対象とする農用地の考え方を定めることとしています。
  - ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地に基づく生産緑地
  - ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
  - ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るために水田の取組を、農振農用地と一緒に組む必要があると認められる農用地
- 2 このような交付金の対象とする農用地の考え方において、活動組織が市町村と協定を締結する際に、具体的な対象農用地を決めていただくことがあります。

### (4) 対象活動

10 地方公共団体が、多面的機能の維持・発揮を目的とする地域独自の活動を多面的機能支払の対象活動に追加することは可能か。

(答)

現行の農地・水保全管理支払と同様に、都道府県知事が策定する基本方針において、国が定める活動方針の内容に加えて、地域の多様な実態を踏まえた取組が可能なよう、取組内容の追加等を行うことができます。

11 現行農地・水対策において、共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動支援交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる組織は、新制度でも農地維持支払を受けずに資源向上支払の施設の長寿命化のための活動だけを行うことは可能か。

(答)

農地維持支払の交付金を受けずに、それと同等以上の基礎的保全活動を行う活動組織に対しては、「施設の長寿命化のための活動」について、単独で交付金の交付を受けることも可能です。

### (5) 協定

1 農地維持支払の交付金を受けずに、現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織は、5年間の協定期間の途中年であるが、新制度移行時には、現協定の残期間で協定を締結することができます。

2 現在、農地・水保全管理支払に取り組んでいる活動組織は、5年間の協定期間も含め、5年間とすることを基本としています。

3 ただし、現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が、新制度に移行する場合の協定期間にについては、経過措置として、新制度に移行する年度から従前の協定の残期間とすることができます。

4 なお、新制度への移行に伴い新たな活動の追加のみを行う場合には、当該追加する活動について市町村長の承認を得ることで、新制度における市町村長との協定の継続とみなすなど、事務手続きの簡素化を図っています。

### (6) 支付ルート・交付先

13 農地維持支払及び資源向上支払について、交付基準は農地面積となるが、両支払は重なって交付される場合があるといふ理解でよいか。

(答)

農地維持支払は単独でも実施が可能ですが、資源向上支払は、原則として農地維持支払と併せて取り組むことが必要であり、資源向上支払に取り組むところでは両支払が交付されることになります。

14 農地維持支払及び資源向上支払の交付ルートはどうなるのか。

- (答) 1 平成26年度は、農地維持支払、資源向上支払の共同活動分と長寿命化分の全てを、国から地域協議会を通じて活動組織に交付するルートに一本化しています。
- 2 なお、本制度は、平成27年度からは、所要の法整備を行った上で法律に基づく措置として実施する予定であり、その際には、国から都道府県及び市町村を通じて活動組織に対して交付するルートに変更することとなる予定です。
- 3 その際には、地域協議会を、都道府県、市町村、活動組織等を支援する組織として位置付けるなど、本施策の円滑な推進が図られる仕組みを検討していくかと考えています。

(7) 交付単価

15 多面的機能支払の支援単価の額の算定根拠いかん。

- (答) 1 本年度、農地・水保全管理支払に取り組む活動組織について、全国から518地区を抽出し、その共同活動の活動実績（作業時間、人數、費用等）の整理・分析を行い、農地を維持するための基礎的保全活動（水路の草刈り・泥上げ、農道の草刈り等）の活動量の調査結果を基礎に、農地維持支払の支援単価を算定したところです。

- 2 具体的には、活動量が大きく異なる地目別（田、畑、草地）、地域別（府県、北海道）に活動量（活動時間）の実態に即して設定したところです。  
また、国・地方・農業者等に利益が及ぶものであることから、現行の農地・水保全管理支払と同様に国・地方・農業者等が同等の役割を分担することとし（国：地方：農業者 = 1 : 1 : 1）、国と地方を合わせた支援単価を設定したところです。

- 3 資源向上支払の支援単価については、現行の農地・水保全管理支払の支援水準から農地維持支払で支援する部分を除いた費用を基に設定したところです。  
地目別（田、畑、草地）及び地域別（府県、北海道）によって、単位面積当たりの水路や農道の延長（資源密度）が大きく異なり、活動量（活動時間）に差が生じています。

16 多面的機能支払を品目毎ではなく、地目別としたのはなぜか。

- (答) 1 多面的機能支払は、地域の農業者等が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う制度であり、作物毎の生産振興対策ではなく、また、品目別ではなく地目別に単価設定した農地を支払対象としていること等から、品目別ではなく地目別に単価設定したところです。
- 2 なお、水田、畑（樹園地含む）、草地では、資源密度（単位面積当たりの農道、水路等の延長）や基礎的保全活動の活動量（活動時間）がそれぞれ大きく異なることから、これら3つの地目に区分して単価を設定しています。

(8) 用途

- 17 多面的機能支払の交付を受けるのは活動組織か、又は、組織内の農業者個人なのか。配分は組織に任せられるのか。

- (答) 多面的機能支払は、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う制度であり、交付金は活動組織に対して交付し、活動計画書に記載された活動であれば、交付金の用途は極力地域の自主性に委ねることとしています。したがって、地域の自主的な判断により、共同活動に必要な資材の購入等の用途に充てるほか、個人が出役した場合に日当を支払うことも可能です。

- 18 多面的機能支払は地域に支払われるものであって、農家手取りの増加にはならないのではないか。

- (答) 多面的機能支払は、活動組織に対して交付金を支払うものですが、地域で自主的に使われることを通じて、  
① 集落における共同活動へ充当することによる農家負担の軽減や、  
② 共同活動に参加した農家に日当として支払うこと等を通じ、農家の実質的な手取りの向上につながるものと考えています。

19 農地維持支払を軽微な補修等に使用できないか。また、資源向上支払（共同活動）を基礎的保全活動に使用できないか。

- (答)  
1 農地維持支払については、その必須活動の実施を前提に、資源向上支払（共同活動）の対象活動に充當できます。  
2 また、資源向上支払についても同様に、その必須活動の実施を前提に、農地維持支払の対象活動に充當できます。

20 農業団体等に、事務手続きを委託してもよいか。

- (答)  
現行の農地・水保全管理支払と同様に、活動組織が行う多面的機能支払に係る事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公团団体・農業団体の職員OB等の活動組織以外の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

#### (9) 事務手続

21 事務手続きは簡素化されるのか。

- (答)  
多面的機能支払については、
  - ・ 現行の農地・水保全管理支払で2ルートあった交付ルートを一本化し、交付金の交付に係る手続き、書類の簡素化を図る、
  - ・ 集落で作成頂く書類のひな型を示したり、該当項目をチェックする様式とする、
  - ・ 農地維持支払における農地、水路等の基礎的保全活動の実施状況の確認を、市町村の現地見回りによる確認を基本とし、組織からの提出書類及び市町村の確認等、できる限り事務手続きの簡素化を図っています。

22 現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織の新制度への移行はどうよ  
うな手続きで行うのか。

- (答)  
現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が、多面的機能支払に円滑に移行できるよう、新制度への移行に伴う新たな活動の追加のみを行う場合には、当該追加する活動に係る手続きをもつて、新制度における市町村との協定の締結とともに、事務手続きの簡素化を図っています。

23 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）は、一体的に活動が行われることも多く、支出の区分が難しいが、区分して経理を行わなければならないのか。また、資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、更に区分して経理を行う必要があるのか。

- (答)  
1 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）に合わせて取り組む場合には、両支払の経理を一つのものとして行うことができます。  
2 一方、両支払に加えて、資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合には、当該支払については、施設の補修、更新等に伴う財産処分等を行う必要があることから、区分して経理を行うことになります。

24 農地・水保全管理支払に取り組んでいる組織がそのまま多面的機能支払に取り組む場合、繰越を行うことは可能か。

- (答)  
現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が多面的機能支払に移行する際に、計画的な活動の実施に支障が生じないよう、多面的機能支払に移行する前年度末の活動組織における農地・水保全管理支払の交付金残額については、翌年度に繰越して多面的機能支払の活動に使用できます。

(10) 地方負担

25 新たに組織を立ち上げた場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのか。

(答)

- 1 活動組織が年度途中に交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。
- 2 ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要になります。

26 多面的機能支払は、現行の農地・水保全管理支払（共同活動支援）と同様に、交付金の繰越を行うことは可能か。

(答)

- 1 活動組織が活動期間内に計画的な活動ができるよう、多面的機能支払においても活動組織内の交付金の繰越が可能です。
- 2 活動組織は、活動計画書に定める活動期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を事業実施主体に返還することになります。
- 3 ただし、活動期間終了年度の翌年度に新たに広域協定の認定を受けるか、又は協定を締結し農地維持活動を継続する組織は、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな広域協定又は協定に基づく多面的機能支払交付金の経理に含め、活用することができます。

27 地方財政措置など地方負担の軽減措置の内容いかん。

(答)  
1 農林水産省としては、地方負担に対して十分な地方財政措置が講じられるよう、総務省に対して要請してきたところであり、今般、普通交付税と特別交付税を組み合わせ、現行の農地・水保全管理支払と同水準の交付税措置が講じられたことなどなったところです。

2 措置の内容としては、  
① 多面的機能支払に係る地方公共団体の負担について、普通交付税により6割を算定し、  
② その残余について、特別交付税により市町村については6割、都道府県について4割を措置する  
というものとなっています。

3 さらに、地方の事務負担に配慮して、事務費（推進交付金）についても30億円を計上しており、今年度の農地・水保全管理支払の10億円から大幅に増額したこところです。事務費は、制度の普及・啓発、基本方針策定、交付・申請事務、活動組織等に対する指導・助言、実施状況の確認等、現行の農地・水保全管理支払で行って頂いている事務に要する経費の他、制度の普及・啓発や、現地指導等を行う者を非常勤職員として雇用するための経費等も見込んでいます。

(11) 推進交付金

28 推進交付金を正規職員の超勤や臨時雇用の賃金に充てることは可能か。

(答)  
推進交付金においては、本支払に係る事務に要する賃金として、正規職員の超過勤務手当や、臨時的に雇用した者に支払う実働に応じた対価が交付対象となります。また、推進事業の一部を外部に委託する場合の委託費も交付対象となります。

## (12) 交付金の返還

29 新制度移行に伴い、活動の取り止めや対象面積の減少が生じる場合には、交付金を返還しなければいけないのか。

(答)

1 現行の農地・水保全管理支払の活動組織において、新制度移行に伴い、活動を取り止めたり対象面積が減少した場合には、現行制度の仕組みに基づき、原則、交付金を遡及返還していただくことになります。

2 なお、新たな制度は、現行の農地・水保全管理支払に比べて支還水準を拡充したものであり、経過措置として、現行の農地・水保全管理支払の要綱に基づき採択承認を得ている活動を平成26年度末まで実施できですので、その間に地域内の話し合いを進めいただき、新たな制度への移行を図っていただきたいと考えています。

## **②農地中間管理機構に関する Q & A**

## 農地中間管理機構に関する Q&A

1	農地中間管理機構のねらい	1
2	機構の借受け・貸付けの手順	3
3	機構に関する市町村の役割	4
4	機構に関する農業委員会の役割	4
5	機構に関する農協の役割	4
6	農地中間管理機構と従来の農地保有合理化法人との違い	5
7	従来の農業公社の衣替えによる対応の可否	6
8	機構の役員	6

問	答
1 農地中間管理機構のねらい	<p>(1) 24年度から開始した各市町村における「人・農地プラン」(地域の農業者の徹底した話しにより、人・農地問題の解決方向や地域農業の将来のあり方を明確にしていくものの) の作成プロセス等において、「信頼できる農地の中間的受け皿があると人・農地問題の解決を進めやすくなる」(例1～例3参照)との指摘があつたことを踏まえて整備することにしたのが、今回農地中間管理機構。</p> <p>(例1) 高齢の方々が農業経営からリタイアするとき等に、直接個々の担い手に貸し付けるのは、交渉の手間がかかり、貸付先との個人的な信頼関係がないため貸せないケースも多く、貸せたとしても個別相対なので利用農地の集約化にもつながらない。</p> <p>→ 機構があれば、リタイアするとき等に、まずは県の第三セクターである機構に貸し付け、機構が担い手ごとの希望も踏まえて利用農地が集約化するよう配慮して担い手に転貸することが可能となる。</p> <p>(例2) 地域の担い手相互間で分散錯綜している利用権を交換したいときに、個々の農地ごとにやっているのでは、手間がかかりすぎる。</p> <p>→ 機構があれば、利用権の交換を希望する担い手それそれが、まず機構に利用権を移転し、機構が担い手ごとの希望も踏まえて利用農地が集約化するよう配慮して担い手に転貸すれば、利用権の交換が一括して簡易に行えるようになる。</p> <p>(例3) 農地を貸し付けていたが、受け手がいらないため、事態が改善せず、場合によつては耕作棄地になってしまっている。</p> <p>→ 機構があれば、機構が農地を借り入れて適正に管理することともに、機構(は同時に)当該地域の借受希望者の募集等を進めたり、場合によつては飼料畑・市民農園・新規就農者研修農場等としての活用の可能性を追求したりすることで、早期に農地としての有効活用を図ることが可能となる。</p>

(2) したがって、人・農地プランは、農地政策の基礎であり、今後ともその作成と定期的見直しを継続的に推進していくこととしているところ。  
また、人・農地プランと関連する各種予算措置（青年就農給付金、スーパーJ農業無利子化、農地の出し手に対する農地集積協力金等）についても、従来同様に活用できるように措置したこと。

- 地域の人・農地問題の解決の観点から、地域の農業者の方々や市町村が農地中間管理機構と連携を密にして、このスチームをうまく活用していただきることが重要。
- 各地域の人・農地プランの作成・見直しの話し合いの中で、地域でまとめて機構に農地を貸しき付け、地域内の農地利用の再編成を進めることで合意するのが最も理想的な姿。

問	答
2 機構の借受け・貸付けの手順	<p>(1) 機構は、<u>地域ごとに、定期的に農地の借受希望者の募集を行い、認定農業者や新規参入希望者を含めて、借受希望者の希望内容を的確に把握しておく。</u>  <input type="radio"/> 認定農業者等についても、その希望内容を把握しておくことが、貸付けを適切に行う上で重要であるため、募集に応募していただくことが必要</p> <p>(2) 借受希望者が不足している地域では、他地域の法人経営や、リースで参入したい企業の積極的勧誘など、受け手の拡大に努めることが必要</p> <p>(3) 機構に貸し付けようとする農地が<u>出てきた時点で、県知事の認可を受けて作成した貸付先決定ルールに即して、(1) の借受希望者と協議を行い、貸付先を決定する。</u></p> <p>(4) 貸付先決定ルールは機構が作成するが、<u>借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整する</u>とともに、<u>地域農業の発展に資するものとしていくことが基本。</u></p> <p>(5) <u>既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を与えないようにするために、担い手が不足する地域では、新規参入した者が効率的・安定的な経営を目指していけるようにすることも必要。</u></p> <p>(6) 機構が貸付先を決定した場合は、<u>一定の地域について農地利用配分計画を作成し、県が認可し、公表することで、権利が移転する。</u>  <u>(個々の農地についての、農地法に基づく権利移動の許可是不要)</u></p>

	問	答
3 機構に関する市町村の役割	<p>機構は県段階に一つであり、市町村（人・農地プランの作成主体でもある）と密接に連携をとつて対応することが必要不可欠。</p> <p>① 機構は市町村に業務委託できる ・ 実際には、(ま)全ての市町村に委託することを想定</p> <p>② 農地利用配分計画の原案作成も市町村に要請でき、また、それ以外の場合でも市町村に協力を求める ・ 実際には、(ま)全ての市町村に原案作成を要請することを想定</p>	
4 機構に関する農業委員会の役割	<p>農業委員会は、市町村の独立委員会として、農地に関する業務を行っており、農地に関する各種情報が集まっているところ。したがって、</p> <p>① 市町村と連携して機構の業務に協力することが必要</p> <p>② 特に、農地利用配分計画を作成するに当たって、農地の地番、所有者等の情報を正確に把握している農業委員会の協力は必要不可欠</p>	
5 機構に関する農協の役割	<p>農協（農協の出資法人を含む）については、農地流動化に関するこれまでの実績・能力にもよるが、機構が知事の承認を受けて農協を委託先とすれば（委託料も支払われる）、農地流動化に関する業務を従来以上に円滑に行うことが可能。</p>	

問	答
6 農地中間管理機構と従来の農地保有合理化法人との違い	<p>(1) 農地保有合理化法人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 売買を中心にしており、このため、出し手・受け手・受け手・合理化法人とも消極的な姿勢であったこと</li> <li>② 出し手・受け手の個々の相対協議を前提としており、地域全体として農地流動化を進めようという機運ができていなかつたこと</li> <li>③ 財政支援も不十分であったことから、実績は低調であったところ。</li> </ul> <p>(2) 今回の農地中間管理機構は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① リース方式を中心とし（機構が借り受けて、担い手に転貸する。理想的な農地利用の実現に向けた転貸先は段階的に変更していくことも想定。）</li> <li>② 地域の関係者の話合いによる、人・農地プランの作成・見直しとセッ上で取り組むこと</li> <li>③ 財政支援も充実させることから、成果をあげられるものと考えているところ。</li> </ul> <p>(3) なお、農地中間管理機構は、リース方式を中心としているが、従来の農地保有合理化法人と同様に、売買も実施できるように措置しているところ。</p>

問	答
7 従来の農業公社の衣替えに よる対応の可否	<p>(1) 農地中間管理機構については、農地流動化を<u>責任</u>をもつて積極的に推進できる体制を作ることが重要。</p> <p>(2) このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 役員を県知事の認可制とし、</li> <li>② 事業の実施状況が著しく不十分なときは、県知事が役員の解任を命ずるといった制度にするなど、ガバナンスを強化することとしたところ。</li> </ul> <p>(3) この結果、従来の農地保有合理化法人が、そのまで機構に移行することは難しく、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>抜本的な組織体制の変更</u>をするか、</li> <li>② 新たに組織を立ち上げることが必要となるものと考えているところ。</li> </ul>
8 機構の役員	<p>法律の趣旨を踏まえて県段階でよく御検討いただきになるが、例えば、県内の有力な農業法人の経営者だった方で、自身の経営は後進に譲られたような方が考えられるところ。</p>

### **③農地中間管理事業に関する質疑応答について（抜粋）**

## 農地中間管理事業に関する質疑応答について（抜粋）

### ◆農地中間管理事業にかかる基本的な質疑応答

#### ＜農地中間管理事業関係＞

Q 1 : 農地中間管理事業とはどのような事業なのですか。

A 1 : 農地中間管理事業は、県内全域で作成した人・農地プラン（経営再開マスター・プラン）を基本に据え、①農業経営の規模、②利用する農地の集約化、③農業への新規参入の促進を図るため、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行う新しい仕組みです。

#### ＜宮城県農地中間管理機構関係＞

Q 2 : 宮城県ではどこが農地中間管理機構になるのですか。

A 2 : 宮城県では、これまで「農地保有合理化事業」により農地の売買・賃貸借を実施し、そのノウハウを持っている「(公社)みやぎ農業振興公社」が「宮城県農地中間管理機構」（以下「機構」という。）に平成26年3月28日付で県知事から指定を頂きました。なお、事業実施のための「農地中間管理事業規程」並びに「平成26年度事業計画及び収支予算」は県知事より3月31日認可を頂きました。（5月16日 変更認可済み）

Q 3 : いつから農地中間管理事業を実施するのでしょうか。

A 3 : 機構としての業務は、既に平成26年4月1日（火）から開始となっておりますが、市町村等への一部業務の委託や借受希望者の公募等を進めるための調整に数ヶ月の期間を要する見込であり、所有者からの農地の借入等具体的業務については7月以降となる予定です。

Q 4 : 機構（公社）の実施体制を教えて下さい。

A 4 : 機構（公社）の担い手育成部農地班が所管し、事業開始当初としては6人体制とし、事業量の増大の場合には増員も含め検討して参ります。  
県及び市町村等、関係団体のご協力を頂き実施して参ります。

Q 5 : 事業計画目標数量を教えて下さい。

A 5 : 10年後の担い手への集積目標割合は全国で80%ですが、宮城県に割り当てられた目標は90%で今後58,300haの借入による増加が必要であり、うち機構（公社）が担うべき面積は41,300haです。  
平成26年度は初年度のため、2,000ha借入が目標であり、うち1,700haを担い手に貸付け集積する計画です。

## ◎算出根拠◎

宮城県数量目標（宮城県との共通目標）	(H25（現在）とH35（10年度）)
①宮城県内耕地面積	129, 600ha
②①のうち担い手への集積済面積	60, 500ha (46. 7%)
<b>③10年後の担い手への集積目標面積</b>	<b>116, 640ha (90. 0%)</b>
④③のうち自己所有面積	23, 300ha
<b>⑤③のうち借入面積</b>	<b>58, 300ha</b>
⑥③のうち農作業受託面積	35, 040ha
<b>⑦農地中間管理事業で集積すべき目標面積（⑤－現在17, 000ha）</b>	<b>41, 300ha</b>
⑧農地中間管理事業で集積すべき年平均目標面積	4, 130ha
<b>⑨⑦のうちH26年度集積すべき目標面積</b>	<b>2, 000ha</b>

※機構集積協力金市町村要望量1, 400ha + 推進面積600ha

※集積方法は、自己所有地・借入地・農作業受託地

## <根拠法令>

Q 6 : 農地中間管理事業の根拠法令は何ですか。

A 6 : 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号：H26, 3, 1施行)  
(以下「機構法」という。) です。

## <目的>

Q 7 : 農地中間管理事業の目的は何ですか。

A 7 : 機構が農地所有者と農業経営者（担い手）の間に、農地の賃貸借（貸付信託含む）を通じて介在し、農地利用の再配分を行うこと等により、**①農業経営の規模拡大**、**②利用する農地の集団化**、**③農業への参入の促進**その他の農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することです。（機構法第1条）

## <事業の内容>

Q 8 : 具体的にはどのような事業内容ですか。

A 8 : 市町村等関係機関の協力を頂き農用地等を借り入れ、**農地中間管理権を取得**し**農地中間管理を行い**、**必要な場合は基盤整備等の条件整備を併せて行い**、**公募した農地の借受希望者に農地の集積・集約化が図れるよう再配分（貸付け）を実施**するものです。

「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、機構が取得する「賃借権または使用賃借による権利」等と機構法第2条に定義されています。

## ＜事業の進め方等＞

Q 9 : 何故、事業主体が機構なのですか。

A 9 : この事業は、農業者の減少や高齢化・耕作放棄地の増加が急速に進むなか、  
「担い手農家が全耕作面積の現在50%を今後10年間で80%を担う」こと  
とし、農業を成長分野と位置付け、農業・農村の所得を倍増させることを目標  
として平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」に基づいた施  
策です。

その後、具体的のプランとして平成25年12月10日「農林水産業・地域の  
活力創造プラン」として決定されております。

このように、国・県・市町村及び関係機関の皆さまの総意により協力のもと  
実施すべきものであり、これまで「農地保有合理化事業」により農地の売買・  
賃貸借を実施し、そのノウハウを持っている当公社が機構となり公益社団法人  
としての役割を果たしていくこととしたものです。

Q 10 : 県内に1つしかない機構でどのように事業を進めるのでしょうか。

A 10 : ご質問のとおり機構は仙台市内に1ヶ所しかありません。

先にご説明しましたとおり、この事業は「国・県・市町村及び関係機関の皆さ  
まの総意により協力のもと実施すべき」ものであり、機構法により「業務の委  
託」が規定されており、その業務の一部を市町村等に委託することとなります。

また、宮城県及び市町村等を始め県域団体等による協力により、機構が直接  
実施しなければならない業務以外は、「業務委託」により実施することとなります。

Q 11 : 機構が直接実施する業務と委託する業務を教えて下さい。

A 11 : 業務内容を大まかに言うと以下のとおりです。

◎印が機構のみの業務です

1 「農地の借受け」（所有者→機構）関係

- ①出し手の掘り起こし・当該地域の確認等
- ②所有者との交渉

③◎借受けの決定

- ④契約締結事務
- ⑤借受農地データベース入力
- ⑥賃料支払

2 「農地の管理」関係

- ①農地管理（草刈り等）

②◎条件整備を行うことの決定

- ③条件整備事業（設計・現場管理業務）の実施

### 3 「農地の貸付け」関係

**①○受け手希望者の公募**

**②○受け手希望者リストの作成・公表**

③受け手希望者との交渉

**④○利用配分計画の決定**

⑤貸付農地データベースの入力

⑥賃料徴収

☆機構が自ら行う内容☆

①農用地利用配分計画の決定

②農地中間管理権の取得の決定

③農用地等について借受けを希望する者の募集及びその結果の公表

④条件整備農地の決定

⑤事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成

Q 12 : 機構の借入れや貸付けはどのようにするのでしょうか。

A 12 : 機構が農地を借入れする方法は、市町村等（委託先含む）を窓口に手続きを進め農業経営基盤強化促進法（以下「強化法」という。）による「農用地利用集積計画」により市町村長の公告を頂き借入れします。

借入希望者が決まるまでの間や条件整備が必要な場合には、機構（委託先含む）が農地の管理を致します。

まとまりのあるような形となった場合や条件整備が完了した後に、公募により借受を希望者たる受け手農家へ機構法による「農用地利用配分計画」により県知事の公告により貸付けを行います。

Q 13 : 貸付農家の条件や公募の方法を教えて下さい。

A 13 : 貸付農家の条件としては、「借受けを希望する者の募集に対して応募し公表された者」となります。

公募とは、地域の貸付希望の農用地等の情報を市町村等（農業委員会む）と共有し、借受希望者（受け手）へのマッチングを進める仕組みとして、借受希望者（受け手）に機構（公社）への登録をお願いするものです。

①募集の時期

毎年8月から10月頃に行います。なお、必要な場合には追加募集も行います。（平成26年度は初年度のため、必要に応じ適宜実施します。※第1回目は6月下旬～7月上旬を目標としております。）

②募集の方法・期間

インターネットの利用等により30日間以上の期間募集とします。

③募集の区域

機構が市町村の意見をもとに、①農用地等の特徴、②担い手が十分にいるか等を勘案し、インターネットの利用等により公表します。（人・農地プラ

ンの区域や地域集積協力金の地域と必ずしも一致する必要はありません。)

④募集の対象者

- 1) 人・農地プランに掲載された地域の中心経営体
- 2) 認定農業者
- 3) 特定農業法人
- 4) 基本構想水準到達者
- 5) 認定就農者
- 6) 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする者
- 7) 新規参入者（企業参入含む）

⑤申込方法

農用地等の借受希望申込書（機構HP又は市町村窓口にて入手）により、市町村経由で機構へ申込みいただきます。複数の市町村で申込みする場合は、直接機構へ提出いただいても結構です。

⑥募集者の確認内容

応募した者の①氏名・名称、②募集区域内の農業者・区域外の農業者・新規参入者の別、③希望する農用地等の種別・面積、④作付作物の種別を整理し、インターネットの利用等により公表します。

**Q14：貸付農家の決定のルールを教えて下さい。**

A14：貸付農家の決定のルールとしては、①基本原則と②優先配慮・③その他となっています。

①基本原則

- 1) 借受希望者の規模拡大又は分散錯囲の解消につながること。
- 2) 既存の担い手の経営に支障を及ぼさないこと。
- 3) 新規参入者の効率的かつ安定的な農業経営に配慮すること。
- 4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平、適正に調整すること。

②優先配慮

- 1) 地域内で利用権を交換する場合（担い手相互間または担い手と非担い手間）
- 2) 集落営農の構成員がその集落営農に利用させるために機構に農地を貸し付ける場合
- 3) 貸付希望農用地に隣接する担い手が借受希望者の場合
- 4) 基盤整備等の事業計画に基づく農地集積先へ利用させる場合

③その他

- 1) 地域内に十分な担い手がいる場合  
　人・農地プランの内容も考慮
- 2) 地域内に十分な担い手がない場合  
　新規参入希望者に貸付ける場合は、効率的かつ安定的な農業経営に配慮

## <農地保有合理化事業関係>

Q15：これまで公社が実施してきている農地保有合理化事業はどのようになるですか。

A15：農地保有合理化事業は平成25年度にて廃止となりました。

平成26年度以降、強化法に基づき「農地中間管理機構の特例事業」として、以下事業を引き続き実施することとなります。

- ①農地売買等事業（売買のみ）
- ②農地売渡信託等事業
- ③農業生産法人出資育成事業（現物出資のみ）
- ④研修等事業（買入農地のみ）

※事業実施計画承認済み 平成26年5月8日（宮城県知事）

※事業規程承認済み 平成26年4月 日（宮城県知事）

#### **④農地中間管理事業及び機構集積協力金交付事業 Q & A**

# 農地中間管理事業及び機構集積協力金交付事業 Q & A

## 質問区分

- 1 - ○ : 事務手続き等
- 2 - ○ : 機構集積協力金共通及び地域集積協力金
- 3 - ○ : 経営転換協力金
- 4 - ○ : 耕作者集積協力金

このQ & A集は、これまで本県が東北農政局へ照会し、その口頭回答などをとりまとめたものであります。このことから、今後、内容の変更の可能性があり得ますので、その点ご留意ください。

平成27年10月16日

宮城県

## 質疑事項

番号	区分	質問	質問	回答
1-1	事務手続き	農地の出し手から機構への賃付契約期間は必ず10年でなければならないのか。また、機構から受け手への賃付期間も必ず10年でなければならないのか。(10年未満の契約にすることは可能か。)※人・農地プランに位置付けられている担い手・協力者とともに年配者が多く、10年の賃付期間では長すぎて、逆にエントリーしなくなるのではないか。	・事業規程により原則10年となっています。但し、受け手の場合は当然機構が借入している期間内となります。また、機構がある程度の面積を保有(農地中間管理権)した後、地域の話し合い(合意)で担い手間、あるいは手と非担い手間にによる利用権の交換を行う場合があります。	
1-2	事務手続き	契約期間満了前に出し手農家が死亡した場合、契約はどうなるのか。	・契約については、相続人が継承します。	
1-3	事務手続き	契約期間中に受け手側が事情により契約を解除する場合のペナルティーなどあるのか。	・ペナルティーはありません。機構協力金については、返還の対象になる場合がありますので留意願います。	
1-4	事務手続き	使用賃借による利用権設定は可能か。	・事業上は可能です。	
1-5	事務手続き	出し手が配分計画で決定した受け手への賃付を拒んだ場合はどうするのか。	・マッチング時点でこの様な事態が生じないよう対応願います。(拒むことはできません)	
1-6	事務手続き	贈与税・不動産取得税納税猶予に係る農地を機構へ貸し付ける場合、猶予措置に問題ないか。(経営移譲年金の受給者や生前一括贈与に係る農地の場合に留意すべき点があれば教示願う。)	・機構に貸し付けした場合は特例措置がないので対象農地については注意して下さい。なお、特定賃付により猶予措置を継続する方法もあるので最寄りの税務署に確認して下さい。	

1-7	事務手続き	生前一括贈与税の納税猶予を受けている者が、農地中間管理事業で賃借権等の設定による貸付けを行った場合、納税猶予期間継続はあるのか？	・本事業の貸借による特例はありません。従来の農地集積円滑化事業や利用権設定等促進事業で行う貸借と同じ扱いです。 ・特定貸付といふ手法があり、実施要件がたどりたましい。
1-8	事務手続き	農業者年金(経営移譲)の第三者移譲の場合、機構は「特定譲受者」扱いで良いか。	・お見込みのとおりです。
1-9	事務手続き	機構の手数料について、地権者、耕作者それぞれ賃借料1%を負担すると記憶しているが間違いないか。また、賃借料が発生しない使用賃借の場合、手数料の負担はどうになるのか。	・賃借料の手数料は、地権者・耕作者ともに1%です。使用賃借については、賃借料が発生しないのでゼロとなります。
1-10	事務手続き	「農用地等のあつせん申し出」の添付書類に「印鑑証明書」があるが添付は必須か。必須だとすれば実印を使用するということか。また、登記事項証明書・公団なども添付必須か。※ 現在当方では印鑑は認め印、農地の情報については農業委員会の台帳等で確認しておりますが、対し上記にあるような書類の提出は求めていません。	・印鑑証明書については添付する必要はありませんが、農用地利用集積計画書の氏名欄においては自署でお願いします。なお、登記事項証明書については、マッチング段階で確認することが必要なので1通添付して下さい。なお、公団等については必要に応じ添付していただけます。
1-11	事務手続き	現在、円滑化事業で取り扱いしている契約の中には、その年の農協仮渡金や転作率により小作料が変わるものが多いが、中間管理事業でもこのようないわゆる契約は可能か。 ・例1)その年の農協仮渡金60kg相当額・例2)10,000円／10ataだし、その年の転作率分を除く(仮に転作率30%なら7,000円)上記のようないわゆる契約ができるのか。(毎年、借賃変更協議書を農業委員会へ提出することになるのか？)また、県知事への申請や許可が必要になります。	・出し手・受け手の両者から変更協議書を出してもらうことで可能です。

1-12	事務手続き	農地の賃貸借においての組合員資格得喪通知について、届出にはどうなるのか。	・従来の取り扱いと同様です。
1-13	事務手続き	土地改良区の組合費賦課金については、土地改良法の中では3条資格者となっているが、「耕作者が納付」、「機構が納付」のどちらになるのか。	・3条資格者が納付することになります。 ・所有者が借受者のいざれかが負担することになります。
1-14	事務手続き	農振区域内で耕作放棄地をしている農地を機構に貸し付けることは可能か。可能であれば、復田するまでの経費はどうなるのか。	・再生する借受希望者が見つかる場合は可能です。経費については、 所有者が借受者のいざれかが負担することになります。
1-15	事務手続き	農地中間管理機構の手引き(暫定版)P.2の農地中間管理事業の概要には「借受希望者の要望等を踏まえ、基盤整備等の条件整備を行います。(必要な場合に限ります。)」とあります。が、具体的にどのような条件整備を行うことができ、負担金等はどうなりますか。	・条件整備は、農地所有者・農地借受者双方が経費負担も含め承諾した場合のみに実施可能です。各種補助事業を活用し補助残を機構が無利子資金借入にて負担し、借入期間内に農地所有者若しくは農地借受者から借入金相当額の返済を頂くものです。 ・具体的には、毎年の農地使用料の内から借入金の償還を頂くことから簡易な整備しか対応できないものと考えておきます。本年度(H26)では計画しておらず、事務処理等も含め今後検討予定です。

1-16	事務手続き	<p>農地中間管理事業の手引き(暫定版)P.2の農地中間管理事業の概要には「借受希望者への農地を貸し付けるまでの間、農地の管理を行なう。」とあります。しかし、借受希望者が期待できないような条件の悪い農地についても借り受けできません。※手引き等やパンフレットに書いてあれば、当然できるものとして農業者は期待すると思います。</p>	<p>・農地中間管理事業の概要には「再生不能と判断されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難であると認められるものでないこと。二～四省略また、県作成パンフレットには、「農用地等としての利用が困難な場合や農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合の利用が困難な場合は、借り受けないと記載しております。</p>
1-17	事務手続き	<p>借受希望者の募集区域は旧町村単位で設定し、人・農地プランは大字単位で作成している場合、借受希望者はプランのエリア以外の農地に応募しても問題ないか。また、配分計画の作成にあたってはプランを尊重しなければならないのか。</p>	<p>・借受希望者は、人・農地プランのエリア以外に公募しても構いません。 ・なお、農用地利用配分計画については、人・農地プラン等の内容を考慮したうえで、作成して下さい。</p>
1-18	事務手続き	<p>農地集積に係る市町村ビジョン」については、法に基づくものではなく、県独自の取組であるが、他県はどうな取組をしているのか。</p>	<p>・各市町村ごとに農地集積率や農地集積面積あるいはモデル育成地区を設定したり、市町村・農業委員会・農協等で構成される推進チームが活動計画に基づき事業を推進するなど、他の都道府県も機構事業を円滑に推進するため、各種取組を実施しています。</p>
1-19	事務手続き	<p>「農地集積に係る市町村ビジョン」の作成については、作成様式等が示され、市町村の負担にならないよう配慮する旨、会議で話されたが、どの程度簡略化してよいのか。</p>	<p>・扱い手への農地集積を地域の実情に即した取組として進め、農地集積率等の目標を達成するため、現状把握、課題の明確化、今後の方針や取組などを各市町村等で検討するものと位置付けています。市町村の負担を軽減するため、関連する会議等を利用して関係者で検討したり、簡易な様式の採用など工夫の余地はあると考えています。</p>

1-20	事務手続き	<p>法第26条に基づき実施する中心となる農業者や関係者との協議の場は、どの程度の規模、内容を想定しているか。また、人・農地プランの検討会等をもつて充てることについて、如何か。</p> <p>・法第26条は、人・農地プランを法定化したものと位置付けられています。市町村は結果を取りまとめる公表する新たな業務が法に定められます。したがって、効率的かつ効果的に事業を進めるには、機構事業と人・農地プランを一體的に進めると考えています。よって、実施上の要件を日々満たしていれば、法の規定に基づき実施する協議等と人・農地プランの検討会等を兼ねて実施することで構いません。</p>
1-21	事務手続き	<p>農業経営基盤強化法と機構法における農地集積の担い手の定義に違いがあるが、どのように理解すればよいのか。</p> <p>・機構法に基づき作成する基本方針に定める担い手は、認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、基本構想水準到達者、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農であり、基盤強化法との大きな違いは、今後育成すべき農業者が、機構法に基づく基本方針の対象となつていないことになります。今後育成すべき農業者については、将来、認定農業者等の担い手へ育成していくべき農業者でありますが、取扱については国と調整を図って参ります。</p>
1-22	事務手続き	<p>遊休農地は、どの程度まで機構で借り入れてもらえるのか、具体的な判断基準を示してもらいたい。</p> <p>・遊休農地は解消することが必要ですが、機構は転貸する事を前提に、農地を借り入れることになるので、農地の集積や集約化等が見込めない農地については借入を断る場合が想定されますが、後は個々の事情により判断することとなります。</p>

	<p>1-23 事務手続き</p> <p>機構からの業務委託については、過去の実績等を加味し、市町村以外にもJA等に対し委託契約を締結し、業務を依頼することを想定しているが、業務委託費市町村別配分額一覧で示された配分額では、業務の一宗務をJAに依頼すると想定した場合、人件費等に基づき、必要な予算を確保する。県は要望量(見積)に基づき、必要な予算を確保してほしいがどうか。</p> <p>・農地集積・集約化対策事業実施要綱によると、事業に必要な取組を他の者に委託するためには時間外手当金、共済費等を含む）、必要な経費(受託者に支払う実働)に応じた賃金等が、地方公共団体以外の団体の正職員であれば実働に応じた給与等が補助の対象とされています。</p> <p>・県の平成26年度当初予算で賄えない場合は、見積調査等により必要額を精査し、県の補正予算で対応して参りたい。なお、当然ながら予算には限りがあるため、現時点で要望額どおりに配分できるかどうかは未定であること、事業の実施に当たり、補助事業上、各種証拠書類の整理が必要であることに留意願います。</p>
	<p>1-24 事務手続き</p> <p>機構集積協力金に係るスケジュールを示してほしい。これまで、円滑化団体と農業委員会との連携で補助金申請関係を行っていたが、今後は中間管理機構で行うことになりますので予算執行方法が不透明なため。</p> <p>・機構集積協力金については、農用地利用配分計画と一体的に進めるものと考えられることから、各地域の希望等を考慮しながら、県と機構で年度末までのスケジュールを調整しています。なお、協力金の実施主体は市町村であり、市町村が県に交付申請することとなります。</p>

1-26 事務手続き	Ⅱ-2には、現地・公図の調査確認と記載されている。 集約化状況の確認とは、具体的にどのようなものを行うことか? 現行の農地台帳や地図情報システムを用いて確認できるもののことか?	<p>・現地確認については、全農地でなく特殊案件について実施していくだけ予定です。</p> <p>・公図については、申請案件の形状や位置、耕作者集積協力金に該当するかの確認資料として使いますが、公図は法務局より交付される経費もかかるので、市町村にある既存の地図情報システムを活用することも可能です。</p>
1-27 事務手続き	当地域は、岩手県と県境を接していることから、県境を越えた出入り作が行われている。 分散錯置の解消を行う場合、県境を越えた調整を行う可能性がある。 このように県境を越えて分散錯置の解消を行うような事務手続きを行う場合、その事務担当はどこか?またどういう手順で行うのか?	<p>・農地の手続きについては、属地ですので岩手県の農地(は岩手県で手続きをしなければなりません)。岩手県公社も農地中間管理機構になりますので、宮城県と同様該当市町村(農業委員会)、JA等に協力いたします。ただく形になります。宮城県公社が入ることにより調整しやすいことになります。</p> <p>打合せ等に出席いたします。</p>
1-28 事務手続き	賃借料について出し手と機構の間で交渉により決めることが想定される。契約期間中には場整備等により条件が変わった場合、出し手からの変更の申し出があれば賃借料は変更できるのか。	<p>・賃借料は、マッチング時に調整するため、実際は、出し手の希望額と受け手の希望額を考慮して決定します。機構は、近傍類似価格等を考慮し、妥当な賃借料かを判断します。また、契約期間中でもお互い(出手・受け手)の合意があれば賃借料は変更できます。</p>
1-29 事務手続き	一時利用地での賃借は通常従前地での契約となるが、本換地後に面積が変わったときに、出し手と機構、機構と受け手の契約は新しい地番・面積で再契約するということでしょうか。 また、すでに機構集積協力金をもらっている場合、面積変動による差額分は返還対象となるのか。	<p>・換地後は、新たな地番等になるので、合意解約して再契約(変更契約)するところが望ましいと考えます。</p> <p>・協力金については、申請時点での機構との契約内容によらないとの判斷から、基本的には返還の必要はありません。</p>
1-30 事務手続き	ほ場整備事業の促進費と農地中間管理事業の集積協力金は同時に受け取れるのか?	<p>・交付要件が違うため同時に構わない。</p>

1-31	事務手続き	<p>一時利用指定を行っている地区で機構を活用する場合、換地と集積の一体的推進を考慮する必要があるのではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関で検討する。</li> <li>・機構事業活用後の留意事項としては、貸付ルールに基づき集約化配分した農地を一時利用指定で分散しないよう配慮する必要があります。（換地委員会との調整）</li> </ul>
------	-------	---

質疑事項 番号	区分	質問	回答
2-1	共通	経営転換協力金、耕作者集積協力金と人・農地プランの関係はどういうになるのか。機構に貸付ける際にプラン作成に係る地域の話合い、プランへの受け手・出し手の掲載は必要ないのか。	・経営転換協力金・耕作者集積協力金については、人・農地プランのエリア内に掲載されていることが要件ではありません。
2-2	共通	経営転換協力金や耕作者集積協力金について、市町村を越える農地を所有している方が対象となる場合の扱い。	・経営転換協力金の場合、自作地が最も多く所在する市町村に申請書を提出して頂くことになります。この場合、複数の市町村に所在する全ての自作地のうち機構が借り受けた合計面積を交付申請書面積として記載して頂くことになります。 ・なお、耕作者集積協力金の場合には、当該交付金の交付対象農地が所在する市町村にそれぞれ申請書を提出して頂くことになります。
2-3	地域集積協力金	機構への賃付率が2割を超えないければ交付が受けられないと(賃付率に応じて交付単価も変わる)状況下で、交付替えもダメだとすれば、現在すでに集積している分を賃付率の中に含められないか。若しくは、地域の農地面積から除くことはできないか。 ※仮に地域の農地面積10ha、うち既に円滑化事業で6haを集積済みの地域があったとして、残り(未集積)4haの中から今回新たに機構へ1haを貸付した場合、賃付率「1ha ÷ 10ha = 10%」(要件満たさず)ではなく「(6ha+1ha) ÷ 10ha = 70%」(2.8万円／10a)や1ha ÷ 4ha = 25%」(2.0万円／10a)とすることはできないか?	・すでに担い手に集積している場合でも、分散錯ほの解消を図るなど、より担い手への集積・集約化を図られる利用配分を行なうことで、協力金の活用も行ついたましい。 ・農用地利用配分計画において、結果的に同じ担い手が受け手となる場合の扱いについて、確認中の部分もありますので、後ほど回答いたします。 ・地域集積協力金の扱いにおいて、機構事業以外による集積の賃付率の分子に含めるあるいは、分母の農地面積から除くことはできません。
2-4	地域集積協力金	交付対象地域を集落営農組織の範囲とする場合は、農地面積(分母)の算出は、区域の外縁が明確となるよう属地で考え、その集落に属する小字ごとの面積の合計という考え方で良いか。また、集落営農組織が借り受けける農地が、隣接する別の集落の小字の一部つまり及ぶ時には、その小字全部を分母に算入すべきか、それとも借り受けける農地のみでいいか。	・地域集積協力金の事業実施主体は市町村です。市町村から協力金を交付する相手方として具備すべき要件が求められます。 ・交付実績の確認、不正防止の観点からも代表者・規約・通帳等は必要と考えられます。 ・実施要綱において、「市町村は、地域及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その用途を自ら決めることがあります。」とされておりますので、用途の決定、確認は必要です。
2-5	地域集積協力金	交付対象者である「地域」の組織としての要件はあるのか(代表者・規約・通帳等)。また、協力金の用途の確認はすべきか。	

2-6	地域集積協力金	地域集積協力金においては、地域がプランのエリアに含まれていることやプランとの単位などプランとの関連性には規定されていふるが、交付対象地域の集落・官農組組織を中心としたその集落農に農地を貸す農家を農地の出し手として、プランに掲載する必要になること(交付要件)。	・農地中間管理事業における前提条件として、任意組織(は利用権の権利主体となれず農地賃借の契約ができる)にて、御注意ください。 ・農地プランに掲載されていることは、協力金の交付要件ではありませんが、農用地利用配分計画は、人・農地プランをベースに作成されます。
2-7	地域集積協力金	すでに規模拡大交付金の対象となった農地を、今度地域集積協力金の対象農地としたい。このとき、規模拡大交付金の返還の必要はないか。返還しない場合、地域集積協力金の対象農地として除外すべきか。	・地域集積協力金は要件を満たしていれば交付されます。また既に規模拡大交付金を受けている場合にも、地域集積協力金は地域の話合いによる機構利用の促進という別目的であるので、交付されます。この場合、規模拡大交付金の返還は求めません。(今般の施策の見直しに係るQ&A問26参照)
2-8	地域集積協力金	地域集積協力金について、借受者は複数の地域で担い手となることは可能か。	・地域集積協力金は、地域内の農地の一割合以上を機構に貸し付けた地域に対して交付されるものですが、複数の地域における人・農地プランの話合いの結果、複数地域の合意が得られるのであれば、1人の借受者が複数地域の担い手となることがあります。
2-9	地域集積協力金	地域集積協力金を得るために、該当地域内で既存の利用権が一齊に解約され、機構への貸付けが行われる可能性があり、この場合、一時的な業務量の増加による処理の遅延など不安がある。	・農用地利用集積計画は、担い手への農地集積・集約化等につながるものであることから、極端な例ですが、既存の利用権が一齊に解約され、地域内の農地をそのまま元の耕作者に貸しつけるだけの配分計画は認められないものと考えています。 ・また、機構事業は一部業務を市町村や農協等に委託することになることから、地域に対するコントロールは可能であると考えています。
2-10	地域集積協力金	地域集積協力金の支出先是	・個人へ直接配分することも可能ですが、「地域」及び必要に応じ県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、最も適切な用途に活用できるよう、支出先を決めて頂きたいと考えています。 なお、受給するに際して、組織化は不要ですが、協力金を受け取る者は定めてもらう必要があります。市町村 자체を交付先とすることはできません。
2-11	地域集積協力金	地域集積協力金の用途についてどうか。	・市町村は、県から交付を受けた本協力金につき、個々人へ直接配分することも可能ですが、「地域」及び必要に応じ県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、最も適切な用途に活用して頂きたいと考えています。

2-12	地域集積協力金	地域集積協力金の「地域」は、水利権に従つて区域を設定してもよいのか。	市町村が、同一のプランのエリア内に全域が含まれるよう、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位である「水利権」をとした「地域」を設定することは可能と考えます。
2-13	地域集積協力金	上記の質問について、人・農地プランを今後作成する予定の地域の場合、地域集積協力金は申請可能か。	まずは、そもそもの「地域」のベースとなる人・農地プランを作成していただき、その上で市町村は同一プラン内にあり、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位である「地域」を定め、当該「地域」が地域集積協力金の交付要件を満たした場合に、初めて、地域集積協力金の交付対象地域として交付申請する運びとなります。
2-14	地域集積協力金	地域集積協力金の申請を出したが、優先順位のルールにより交付されず、次年度再び交付申請を行った。この場合、交付対象面積の考え方はどうなるか。	・当年度は交付を受けていないので、次年度、申請した全面積に交付単価を掛けた金額が交付されます。
2-15	地域集積協力金	過去の規模拡大交付金と地域集積協力金は二重補助に当たらない、とのことです。が、他の農地集積に関する補助金(產地づくり交付金・地化・集積加算等)は、二重補助に当たらないか確認させてください。	・事業趣旨が異なるので二重補助に当たらない。 ・事業趣旨が異なるので二重補助に当たらない。

番号	区分	質問	回答
3-1	経営転換協力金	経営転換協力金の交付を受けようと機構への農地の貸付を希望したもの、農地の一部に「機構が借り受けながら自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地」がある場合、返還された農地等で引き続き営農継続又は減少する農業部門の耕作を継続しても、機構に貸し付けた面積に応じた経営転換協力金の交付を受けることはできるか。	・お見込みのとおりです。 ・お見込みのとおりです。経営転換協力金の返還は求められません。
3-2	経営転換協力金	父と子で同じ敷地に住んでいるが、子は離れ屋で暮らしており、父と子、それぞれの名義の農地がある。 この場合、父名義の農地のみを中間管理機構に貸せば、経営転換協力金の対象になるのか(その逆もしかり)？ 上記の扱い以外のか、あるいは、一経営体と見なして、両者の農地を出すべきなのかご教示ください。 (両者の農地を出す場合、協力金の申請、支払受取などについても併せて指導願います。)	・父と子が農地法に規定する「世帯員等」に該当するかどうか確認下さい。 また、父、子名義の農地について、自作地要件を満たさない場合、交付対象農地どりません)。 ・確認した結果、父と子が別世帯であれば、父と子は、それぞれ名義の自作地要件を満たす全ての農地を10年以上機構に貸し付け、機構から受け手に1筆でも転貸された時点で、父と子は経営転換協力金を申請することができます。 ・また、父と子が「世帯員等」に該当するのであれば、これまで自作してきた父又は子のいずれかが世帯を代表して経営転換協力金を申請することになります。なお、申請は、父と子双方名義の自作地要件を満たす全ての農地を10年以上機構に貸し付け、機構から受け手に1筆でも転貸された時点で行うことができます。
3-3	経営転換協力金	山元町に1haと相馬市に0.8haの自作地を持つ農業者Aがあり、今年リタイアして経営転換協力金の申請を考えている。 この場合、より多く自作地を所有している山元町へ申請すれば良いか。	・そのとおり。
3-4	経営転換協力金	上記の続き Aさんの農地を宮城県公社は12月までに借りるが、福島県公社は受け手が見つからないおそれがあるため来年度に借りるとの電話を受けた。この場合、交付申請のタイミングはどうしたら良いか。 次年度、1.8haまとめて申請することは可能か。または来年度機構へ貸し付ける予定として申請することは可能か。	・そもそもタイアや経営転換等を機に、機構に全ての自作地を10年以上貸し付けた者が経営転換協力金の交付要件を満たす者となり、全ての自作地を機構が基本的に交付申請年度となります。 ・Aさんは、本年度機構に自作地の一部(1.Oha)を貸し付けても、経営転換協力金の交付要件を満たしませんので、Aさんは、次年度、機構に全ての自作地(1.8ha)を機構に貸付けて、1筆でも受け手に転貸された時点で、経営転換協力金を申請する必要があります。

3-5	経営転換協力金	A, B, Cの共有地50アールについて、耕作しているAが機構貸付を希望しているものの、B, Cの合意が得られないため、Aの持ち分を自留地扱いとし、経営転換協力金を受けることは可能か。	・共有農地は、Aの自作地ではあるものの、B, Cの同意が得られておらず、Aが10年以上機構に貸し付けることはできません。しかし、経営転換協力金の交付対象農地とはなりません。
3-6	経営転換協力金	いぐね(屋敷周りの防風林)の部分も「農地」なのだが、経営転換協力金を申請する場合はこれも機構に貸し出すことになるのか	・経営転換協力金を申請する際には、機構に全ての自作地を10年以上貸し付ける申し出をして頂く必要があります。しかし、いぐねの部分は自作地に含まれます、機構が借り受け、受け手に転貸することもできませんので、機構に貸し付けを申し出る必要はなく、交付対象農地にもなりません。
3-7	経営転換協力金	交付要件に、「なお、別記2別表1に掲げる市町村において、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた日本者から賃借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地がある場合は、当該農地を含みます。」とあるが、自作地が無く、「なお～」以下に該当する農地を全て機構に貸し付けていた場合、経営転換協力金の対象になるか。また、被災農地貸付者との合意書が出てこないが、賃借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地が津波による流出や浸水被害を受けているなくとも当該農地に含めてよいか。	・別記2別表1に掲げた市町村における被災農地貸付者に該当する場合に限り、経営転換協力金の交付対象農地となります。 ※別記2別表1に掲げた市町村における被災農地貸付者： 賃付けを行つていた農地の全部又は一部が、東日本大震災に係る津波により流出や冠水を受けた者で津波発生時点に農業経営を行つていなかつた者。
3-8	経営転換協力金	東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から賃借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地を機構に貸し付け、結果的に機構に貸し付ける前と同じ農業者に転貸された場合、経営転換協力金の対象としてよいのか。	・対象となります。

3-9 経営転換協力金	<p>・リタイアする農業者の場合、農業振興地域内の全ての自作地を10年以上、機構に貸し付け、担い手に1筆でも転貸された場合に交付されます。なお、交付対象農地(は、機構が借り受けた全農地で、以下①～③のは除かれます)。</p> <p>① 農業振興地域外の自作地、 ② 農業振興地域内の10a未満の自作地、 ③ 機構に貸し付けようとしたものの機構が借り受けなかつた自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地</p>
3-10 経営転換協力金	<p>・リタイアする農業者として経営転換協力金を申請しようとする方(遊休農地(津波被災市町に所有する農地を除く)所有者ではない方)が農業振興地域内の10a未満の農地を売却目的の自留地とした場合でも、自留地以外の農地を機構に10年以上貸付け、機構に貸付ける農地の1筆でも受け手に転貸されれば、経営転換協力金を申請することができます。</p>
3-11 経営転換協力金	<p>東日本大震災に係る津波が発生した時点での農地を貸し付けていた者から賃借契約期間の満了により返還された全ての農地を、平成23年8月1日から平成26年11月30日まで利用権設定を行つた。利用権設定の契約が切れる日以降は、機構に10年以上貸し付けを行う場合、被災農地貸付者として対象としていか。</p>

3-12 経営転換協力金	<p>担い手への農地集積推進事業では、経営転換協力金の交付対象者は「自作地が10a以上の者」に限られていますが、機構集積協力金交付事業でもこの要件はありますか。</p>	<p>・経営転換協力金の交付申請面積に下限はありません。</p>
3-13 経営転換協力金 (補足)	<p>機構集積協力金交付事業では、経営転換協力金の交付要件として「農業振興地域内の10a未満(畦畔を除いた面積)の自作地」を除くこととなっていますが、これは、1筆10a未満(畦畔を除いた面積)の農地は全て交付対象外ということなのでしょうか。</p>	<p>・農業振興地域内の自作地のうち10a未満を自留地として残すことができるという意味合いでです。 例えば、自作地が1筆1aしかないものの、経営転換協力金の交付対象者の要件を満たす者であれば、当該農地を10年以上機構が借り受け、機構から出し手に転貸された場合、経営転換協力金の申請を行うことができます。</p>
3-14 経営転換協力金	<p>1戸1法人として法人化した農業者が、個人の自作地を機構に貸し付け、受け手として法人が機構から農地を借受けて耕作した場合、個人は経営転換協力金を受け取ることは可能でしょうか。</p>	<p>・機構に貸し付けた農地の所有者自らが機構から借り受けた場合、経営転換協力金の交付対象となりません。</p>

		<p>リタイアする農業者で、今年度、機構を介して担い手へ農地が貸し付けられ経営転換協力金の交付要件を満たしたが、当該年度に申請し忘れてしまった場合、次年度申請すれば交付金をもらうことができることができます。</p> <p>→申請し忘れは、次年度申請できる理由となりません。</p>
3-15	経営転換協力金	<p>2. 5haの自作地を所有する者が、H26年度、機構に対して1haの農地を貸し付け、翌H27年度に残りの1.5haを機構に貸し付けてリタイヤする場合、経営転換協力金の対象面積はどうなるか。(年度をまたいで、機構に貸し付けた場合、合算されて対象となるのか。)</p> <p>→前年度に機構が借り受けた面積(1ha)は、申請時すでに自作地ではないとの扱いから、交付対象面積に合算できません。</p>

		農地の所有者と農業経営者（農業所得申告者）が異なる場合 A:農地所有者（S 2.1.2生まれ） B:農業経営者（S32.4.2生まれ） C:認定農業者（S42.4.2生まれ）	Aは昭和62年1月に全所有農地の田1ha（農振農用地）を農地法3条の許可を得て、使用賃借権を設定し同居の息子Bに貸し付け農業経営を移譲した。 Bは会社勤めの傍ら耕作することが困難になつたので、借り受けている農地を借用契約の合意解約により父Aに返還し、農地中間管理機構を通じて地域内の認定農業者C（借受希望申込済）に利用権設定により10年以上貸し付けた場合、Aは経営転換協力金50万円の交付を受けることができる。	・BがAの世帯員等に該当するのであれば、交付要件を満たします。 ただし、経営転換協力金は農地所有者であるA氏名義で申請する必要があります。
3-16	経営転換協力金	BがAから全農地の贈与を受けた後同様に農地中間管理機構を通してCに貸し付けられた場合、Bは経営転換協力金50万円の交付を受けることができるか。		・Bが経営転換協力金を申請するためには、農地所有者となる必要がある。Bが農地所有者になった後であれば、経営転換協力金を申請することができます。
3-17	経営転換協力金			・経営転換協力金を申請する時点において、換地前の状態にある農地の場合は、従前の農地面積をもって申請することとなり、換地後の場合、換地処分登記の面積をもつて申請することができます。 ・機構に貸し付けた農地が交付対象農地となることから、換地処分が完了しておらず、仮地番の状態にある農地を機構が借りるか否かに拘ることになりますが、換地処分が完了していないような農地であっても、一時利用地の指定を受けた後の農地であれば、機構は受け手に転貸することは可能となります。
3-18	経営転換協力金	圃場整備地区を機構に貸し付け経営転換協力金を申請したいのだが、地番や農地面積が定かでない場合、当該協力金は申請できるのか。		

3-19	経営転換協力金	現在、集落営農構成員である者が機構に農地を貸し付けてリタイアするつもりだが、その後も集落営農組織の一員として農業に従事してもよいのか。	・リタイアする農業者は交付決定後10年間、農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託はできません。
3-20	経営転換協力金	実施要綱には「遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。」(別記別表1に掲げる市町村に所有する農地は除きます。)とある。 例えば、仙台市の場合、山沿いの地域も含めて全域が別表1の対象と考えて良いか。	・そのとおり。
3-21	経営転換協力金	農業をリタイアするのに当たり、1筆10aの土地を10筆機構に貸し出しを申請したところ、3筆は借りてもらえなかつた。この場合、経営転換協力金の交付対象面積はどういうになるのか	・機構に貸し付けられた農地の合計面積が交付対象面積となります ので、交付対象面積は70aとなります。
3-22	経営転換協力金	農業をリタイアするのに当たり、1筆10aの土地10筆(1ha)を機構に貸し出し、1筆が転貸されたため、経営転換協力金50万円を受け取った。しかし、残り9筆のマッチングがうまくいかず、2年後に機構から返還されてしまった。この場合、差額(50万円-30万円=20万円)を返還しなければならないのか	・機構に貸し付けた農地が、その後、機構の事情により所有者に返還された場合、返還の必要はありません。

		<p>・交付対象となる農地は、原則、農業振興地域内にある自作地要件を満たす農地（機構に貸し出される1年以上前から所有権に基づき自らが継続して※耕作又は適正な管理を行っていた農地）である。自作物件がある場合、現在、現在、利用権設定されていない農地には、自作物件を満たす農地とならず、経営転換協力金の対象農地となりません。</p> <p>しかし、「現在、利用権設定されている農地」が、県内の津波被災市町に所在し、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸付けていたに者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された農業振興地域内にある農地に今後、該当した場合には、自作物件を満たす農地に含まれ、経営転換協力金の対象農地となりますので、確認が必要です。</p> <p>※耕作又は適正な管理を行っていた農地には、農作業の委託（特定農作業委託）を含みます。</p>
3-23	経営転換協力金	<p>現在、利用権設定されている農地について、経営転換協力金の対象となるか</p>
3-24	経営転換協力金	<p>【親の農地を子が利用権設定して耕作していた場合】子が経営部門を減少させることになつたため利用権を解約し、機構を介して他人に貸し付けられた場合、経営転換協力金の交付対象となるのか</p>
3-25	経営転換協力金	<p>共有地について、経営転換協力金の交付を検討する際に留意することはあるか</p>

3-26 経営転換協力金	<p>A集落営農組織の構成員Cは農業をリタイヤするため、機構に自作地を全て貸し出し、経営転換協力金を受け取った。貸し出された農地は、A集落営農組織が法人化して借り受けた。Cは集落営農組織が法人化する際に法人の構成員となつた。この場合、Cは経営転換協力金を返還しなければならないのか。</p>	<p>・「戸別経営をリタイヤした」と見なされるため、返還の必要はありません。ただし、役員など法人の農業經營権に影響を及ぼす立場にござることは好ましくありません。</p>
3-27 経営転換協力金	<p>経営転換協力金で被災農地貸付者の場合、10a未満の自作地の適用除外がないが、全ての農地を機構に貸し付けないと交付を受けられないのか</p>	<p>・経営転換協力金の被災農地貸付者の場合は、被災農業者に支援の意味を含んでいますからその要件は、東日本大震災による津波被災時点で農地を貸し付けていた者から貸し付けることです。被災農地貸付者の場合、貸し付けるべき農地から除く農地は、実施要綱上、下記のみです。            - 農業振興地域外の農地            機構が借り受けなかつた農地            (集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合は、を除く)</p>
3-28 経営転換協力金 (☆ H27.3.3新規)	<p>枝番管理を行っている集落営農組織の構成員が、組織を脱退して、農業経営をリタイアしようとしている。枝番管理で耕作していた農地を機構に貸し付け、当該組織の構成員個人に貸し付けられた場合、経営転換協力金の対象となるか。</p>	<p>対象となります。            (本協力金は、H25年度までの事業と異なり販売要件ではなく、自作要件を課しております。枝番管理による耕作も自作要件を満たします。)            →自作地要件を満たす農地を全て機構に対し10年以上貸し付ければ経営転換協力金の交付対象となります。</p>

3-29 (☆ H27.10.16 新規)	農家台帳に記載のある、登記地目：原野、現況：田となつている農地は経営転換協力金の対象農地に含めてよいか。	・経営転換協力金（機構集積協力金）の交付対象は農地（農業振興地域内）です。なお、登記簿上の地目が原野でも現況が農地として利用されれば、農地と判断されます。（農地の判断は農業委員会にご確認下さい。）
3-30 (☆ H27.10.16 新規)	遊休農地については、機構に貸し付ける際、解消することが必要であり、機構集積協力金についても遊休農地を所有している場合は、解消する必要があるとされています。 対象の遊休農地を借りる予定の受け手が、それを解消してそばを栽培する計画がある場合、機構を通して賃貸借することは可能か。 遊休農地とほかの経営面積も合わせて機構に貸し出し、リタイヤする場合、経営転換協力金の対象となるか。	・農地として利用することができます。（具体的な内容について宮城県農地中間管理機構にご確認下さい。） なお、経営転換協力金の交付要件として、遊休農地の所有者はこれを解消することとされています。従いまして、あらかじめ遊休農地を解消していただくことが必要と考えます。
3-31 (☆ H27.10.16 新規)	農家台帳に、登記地目：田、現況：田が5筆（全筆5,000m <sup>2</sup> ）あり、登記地目：畑、現況：畑が5筆（全筆5,000m <sup>2</sup> ）記載があり（計10,000m <sup>2</sup> ）。 田を全筆、畑を一筆、農地中間管理機構を通して貸付けを行い、畑4,000m <sup>2</sup> を残して経営を継続する。 この場合、田の経営（水稻）を辞めるということで経営転換協力金の対象者となりうるか。 また、交付対象面積は？	・本ケースは、機構に貸し付けた6,000m <sup>2</sup> （田5,000m <sup>2</sup> +畑1,000m <sup>2</sup> ）が、経営転換協力金の交付対象面積となります。 (当然ながら、機構から扱い手に一筆でも貸し付けられることが前提となります。) 【経営転換協力金の交付対象者（農業部門の減少により経営転換する農業者）の交付要件として、2以上を経営する者が1以上を廃止することとされています。よって、例えば、稻作と露地野菜を経営していた者が、稻作をやめて露地野菜だけにする場合等は交付対象となります。】
3-32 (☆ H27.10.16 新規)	農業をリタイアするため、機構に農業振興地域内の全ての農地を貸し付けていますが、条件が悪い一部の農地を機構が借り受けなかつた。 機構が受けなかつた自作地で販売目的の農産物を生産する場合、経営転換協力金の対象となるか。	・機構への貸付ができなかつた農地には、農地所有者が遊休農地どちらぬよう畦畔の除草等管理作業を行う必要がありますが、どのように農地を利用するかは当該農地所有者の判断となります。 もし、「リタイアする農業者」としての要件を満たし、経営転換協力金の交付を受けた農地所有者が、協力金を受領した後、機構への貸付ができなかつた条件が悪い農地において、販売を目的とする農産物の生産を行つていたことが判明しても、経営転換協力金の返還は不要です。

番号	質疑事項区分	質問	回答
4-1	耕作者集積協力金	<p>耕作者協力金で、一連の農作業の継続に耕作障害が生じない2筆以上の農地が対象とあります。台帳上分筆していいる農地の場合はどうのよう扱うのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常、農地台帳により農地の状況を確認するものと考るが、本事例では現況ではないと確認されたので交付対象農地とはみなせません。</li> <li>・現時点で市町村や農業委員会が、今後、耕作者集積協力金の本台帳のデータが農地の現況と異なつていてることを確認しているのであれば、速やかに農地基本台帳データの修正等を行うべきと考えます。</li> <li>・また、実施要綱別記2第6の2(1)のアの要件を満たす農地に該当しないかどうか確認するべきと考えます。</li> </ul>
4-2	耕作者集積協力金	<p>耕作者集積協力金について機構に貸し出した後、機構から受け手に渡ったが事情が変わり、機構で受け手を変更した。その際に耕作者集積協力金の要件を満たしたので、申請することは可能か(それまで耕作者集積協力金は受け取っていない)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作者集積協力金の要件を満たした農地を機構に10年以上貸し付け、機構から受け手に転貸された時点で申請することができます。</li> </ul>
4-3 (☆ H27.10. 16新規)	耕作者集積協力金		<p>AとBそれぞれが、機構から農地の借受けを希望する者に応募するとともに、A、Bそれぞれが農地の出し手として機構への貸し付けの申出を行い、その後、結果的にAの所有農地を機構が借受ける借り手であるBに貸付け、Bの所有農地を機構が借受ける借り手であるAに貸付けることになります。</p> <p>・AとBそれぞれが、機構から農地の借受けを希望する者に応募するとともに、A、Bそれぞれが農地の出し手として機構への貸し付けの申出を行い、その後、結果的にAの所有農地を機構が借受ける借り手であるBに貸付け、Bの所有農地を機構が借受ける借り手であるAに貸付けることになります。</p>

4-4 (☆ H27.10. 16新規)	<p>耕作者集積協力金の交付要件(1)アに、「同時に隣接する農地に隣接する農地」、「隣接する農地も含みます。」とある場合、「隣接する農地に隣接する農地」に隣接する農地は、同年度に申請できるか。</p> <p>・「隣接する農地に隣接する農地」に更に隣接する農地」が、「隣接する農地」と「隣接する農地に隣接する農地」の申請と同時に申請される場合には、申請できます。</p> <p>また、実施要綱別記2第6の2の(1)イの(ア)～(オ)に該当しないか確認頂き、該当する場合、同年度に申請できます。</p>
4-5 (☆ H27.10. 16新規)	<p>耕作者集積協力金の交付対象となる「隣接する農地」が複数箇所あり、「隣接する農地」それが接していない場合、耕作者集積協力金の対象になるか。</p> <p>・耕作者集積協力金は、個々の農地毎に交付対象農地の要件を満たしてあるか確認することとなり、実施要綱別記2第6の2の(1)アの(ア)又は(イ)のいずれかに該当する農地に隣接する農地であると確認できれば、耕作者集積協力金の交付対象農地となり、それぞれの農地が接している必要はありません。</p>

## **5 ) 用語集**

**(農地集積・集約化対策事業実施要綱より抜粋)**

## 農地中間管理事業に係る用語集

農地中間管理事業の実施において用いられる主な用語です。

用語	解説
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号。以下「機構法」といいます。）第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。
農用地等	機構法第2条第2項に規定する「農用地等」をいいます。
集落営農組織	経営所得安定対策実施要綱（平成22年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第4の3に規定する「集落営農」をいいます。
特定農作業受委託契約	<p>農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをおいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀</li> <li>② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫</li> <li>③ その他の作目にあっては、①及び②に準ずる作業</li> </ul>
経営転換	<p>以下に掲げる農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止することをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土地利用型作物（稻（青刈り稻及びWCS用稻を含む。）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ）</li> <li>② 露地野菜等（野菜、ばれいしょ（でん粉原料用ばれいしょを除く）、甘しょ、豆類（大豆を除く）、飼料用作物（牧草を除く）、芝、たばこ）</li> <li>③ 施設野菜</li> <li>④ 露地果樹</li> <li>⑤ 施設果樹</li> <li>⑥ 露地花き</li> <li>⑦ 施設花き</li> <li>⑧ 茶</li> <li>⑨ 牧草</li> <li>⑩ サトウキビ</li> <li>⑪ その他（上記以外の農業生産部門）</li> </ul> <p>なお、機構集積協力金における「施設」は、ガラス室、ビニールハウスなど、加温・保温の容器的施設の中で各種作物の生育条件に合うように、温度、湿度、照度などの栽培環境を人工的に作り出すことが可能な農業部門をいい、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マルチ栽培は含みません。</p>
農地の相続人	機構集積協力金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいいます。
隣接する農地	<p>以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない農地をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 畦畔で接続する農地</li> <li>② 農道又は水路等を挟んで接続する農地</li> <li>③ 各々一隅で接続する農地</li> <li>④ 段状に接続する農地</li> <li>⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地</li> </ul>

用語	解説
人・農地プラン	人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（人・農地プラン作成事業）別記1第1の人・農地プラン、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（経営再開マスターplan作成事業）で作成した経営再開マスターplan及びこれら事業に準じて市町村が独自に作成・更新したプランをいいます。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。
被災農地貸付者	貸付けを行っていた農地の全部又は一部が、東日本大震災に係る津波により流出や冠水の被害を受けた者で津波発生時点に農業経営を行っていなかった者をいいます。
自作地	<p>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいいますが、以下の点に留意してください。</p> <p>1 「1年前の時点」について</p> <p>(1) 災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い、本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に機構に貸し付けた日から1年以上あれば自作地として取り扱います。</p> <p>(2) 地域における協定等により貸借により集団転作（ブロック・ローション。以下「BR」といいます。）を行っていた場合には、自作地面積を以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>ただし、同一のBR地域の農業者全てに同一の要件を適用してください。</p> <p>ア BRについて、既に1ローテーションの計画期間を満了し、更に継続して取り組んでいる場合（イ以外の場合）</p> $\text{自作地面積} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から、その} \\ \text{時点で参加しているBRの計画期間} \\ \text{に相当する期間を遡った時点までの間} \\ \text{における、自作地面積の累計面積} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{左のBRの計} \\ \text{画期間に相当} \\ \text{する期間} \end{array} \right]}$ <p>イ BRに初めて参加し、計画期間を満了していない場合</p> $\text{自作地面積} = \left[ \begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行つ} \\ \text{た時点から、1年前ま} \\ \text{での間の、申請者のB} \\ \text{Rの取組み面積（自作} \\ \text{地面積を含む）} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{左の申請者の取組が行われ} \\ \text{年における地域のBRの自作} \\ \text{地面積の合計左の申請者の取} \\ \text{組が行われた年における地域} \\ \text{のBRの取組面積の合計} \end{array} \right]$ <p>2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について 本人又は世帯員等が構成員となっている集落営農組織等に対し特定農作業委託を行っていた場合を含みます。</p>

用語	解説
共有農地	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条の規定による改正後の基盤強化法（以下「新基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。
遊休農地	農地法第30条3項各号及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律による改正後の農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。
土地収用	土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合をいいます。
利用権	貸借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
農地利用集積円滑化団体	基盤強化法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。
旧農地保有合理化法人	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条の規定による改正前の基盤強化法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいいます。
農地中間管理権	農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する「賃借権または使用賃借による権利」、「所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の委託の引受けにより取得するものに限る。）」等を定義されています。
農用地利用配分計画	農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」を知事が告示することにより、農地の利用権移動が行われます（農地法による農業委員会の許可は不要）。これは、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付ける手続きをできるだけ簡単にする観点から設けられた仕組みです。
農地中間管理事業の推進に関する基本方針	「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定めます。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	農業経営基盤強化促進法第5条により都道府県知事が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（農業経営基盤強化促進基本方針）。都道府県基本方針については、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定める（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。）第1条）こととされています。
基本構想	農業経営基盤強化促進法第6条により市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進基本構想）。
賃借料	賃貸借契約において賃借人が賃貸人に支払う使用の対価（借賃）。

## **農地中間管理事業推進の手引き ～実務マニュアル～**

---

平成27年10月 第3版第1刷発行

発行 宮城県農地中間管理機構

公益社団法人 みやぎ農業振興公社  
担い手育成部 農地班

仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号  
TEL (022) 275-9192 FAX (022) 275-9195  
URL <http://www.miagi-agri.com>

---